

Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 78 に見る 1 世紀プテオリの取引と 法の実像

宮坂渉

0. 問題関心

本稿は、スルピキウス家文書に採録されている記録の 1 つ、Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 78 について論じる。スルピキウス家文書は、1959 年にポンペイ近郊で出土した、蠟板文書の集成である。1970 年代末に校訂テキストが Tabulae Pompeianae (以下 TP) として一応確立したものの、Camodeca と J. G. Wolf とを中心に研究が続けられ、Camodeca は 1999 年に Tabulae Pompeianae Sulpiciorum (以下 TPSulp.)¹として、J. G. Wolf は 2010 年 (第 2 版は 2012 年) に Tabulae Pompeianae Novae (以下 TPN)²として、それぞれ自らの校訂テキストを公表している。

この文書にしばしば登場するスルピキウス家の人々 Sulpiciorum は、ナポリ近郊の海港都市プテオリで、主に金融業に従事した被解放自由人層であり、おおよそ紀元後 30 年から 60 年頃にかけて活躍した、と考えられている。文書に登場する取引当事者は、ローマ市

¹ Giuseppe Camodeca, Tabulae Pompeianae Sulpiciorum: TPSulp.: edizione critica dell'archivio puteolano dei Sulpicii, Roma: Quasar, 1999 (Paperback). これに対する書評として Josef Georg Wolf, Der neue pompejanische Urkundenfund, Zu Camodecas 'Edizione critica dell'archivio puteolano dei Sulpicii' Zeitschrift der Savigny Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung (以下、ZRG RA と略) (2001) 118, 73-132, 76-77.

² Josef Georg Wolf, Neue Rechtsurkunden aus Pompeji. Tabulae Pompeianae Novae. Lateinisch und Deutsch, 2. Auflage, WBG, Darmstadt, 2012.

民のみでなく、被解放自由人、奴隷、女性、外国人と多様である。また、一方では、皇帝やその一族の名前がしばしば登場し、都市ローマとプテオリとの関係性の深さを窺わせる。他方で、ギリシャ系の人名や地名、ギリシャ語圏である東方世界の産物、ギリシャ語で記された記録も見られ、元々マグナ・グラエキアに属したプテオリと東方世界との関係性も垣間見える。さらに、文書には、問答契約、文書契約、消費貸借、担保権設定、信託、売買、賃貸借、競売と、様々な取引が登場し、当時の実務の一端を伝えている。総じて、この文書は紀元後 1 世紀のプテオリの取引実務とそれにまつわる法実務の解明にとって、またその後数世紀のいわゆる「古典期ローマ法」との比較にとっても、極めて興味深い史料である³。それゆえ、Camodeca、J. G. Wolf 以外にも、数多くのローマ法研究者たちがこの文書の解明に取り組んでいる。

なかでも彼らを含め多くのローマ法研究者たちの議論の的になってきたのが、TPSulp. 78⁴である。というのも、TPSulp. 78 は、取

³ 詳細については、宮坂渉「ポンペイ近郊出土スルピキウス家文書—金銭消費貸借と倉庫内穀物への担保権設定—」筑波法政 82 号、2020 年、69-92 頁を参照。

⁴ Josef Georg Wolf, Der Seefrachtvertrag des Menelaos. Freiburger Universitätsblätter 65, 1979, 23-26 (以下、Wolf (1979)) ; idem, Die ‚ναυλωτική‘ des Menelaos – Seedarlehen oder Seefrachtvertrag? Studi in onore di Mario Talamanca VIII, 2002, 421-463 (以下、Wolf (2002)) . (共に Josef Georg Wolf , Aus dem neuen pompejanischen Urkundenfund : Gesammelte Aufsätze (Freiburger Rechtsgeschichtliche Abhandlungen. Neue Folge Bd.60) 2010, SS. VII+219 に採録されている。本稿では同書の頁番

引当事者としてギリシャ人および奴隷が登場し、そのテキストの半分がギリシャ語で書かれており、問題となっている契約も ναυλωτική と呼ばれるローマの法文史料ではなじみのない契約である、という特徴を有するからである。そして、スルピキウス家文書が有する上述の特徴的な側面が多数見られるこの記録には、当時のプテオリの取引実務の実像が一定程度反映されている、と考えられる。これを読み取ることは、ポンペイ、ヘルクラネウムで出土した他の文書群との比較を可能とし、その比較研究を通じて、後1世紀のナポリ近郊の取引実務と法実務の解明に貢献することにもつながる。

そこで本稿は、TPSulp. 78 を中心としたスルピキウス家文書の記述から、当時のプテオリの取引実務の実像を読み取ることを目的とする。そのために、まず「1. TPSulp. 78」において、史料の原文と試訳とを示し、この記録の内容を概観した上で、この記録を理解するためのキーワードである ναυλωτική について一般的な理解といくつかの実例を確認する。次いで「2. 学説」において、研究者たちの先行研究と議論とを要約する。さらに「3. 学説の検討、本稿の仮説、仮説に基づく考察」において、スルピキウス家文書の関連する記録を基に先行研究を吟味し、TPSulp. 78 の理解についての新たな仮説を提示し、そして TPSulp. 78 がスルピキウス家文書に採録されている理由を検討する。最後に「4. おわりに」において、TPSulp. 78 を中心としたスルピキウス家文書から読み取ることができる当時のプテオリの取引実務の実像を示す。

号を用いて引用する。)

1. TPSulp. 78 (=TP 13 = TPN 68)

この記録は 3 枚の木板から成る蝋板文書である⁵。以下に原文を示し、試訳を付す。

pag. 2

Ἐπὶ ὑπάτων Μάρκου Ἀκύλα Ἰουλι=||ανοῦ καὶ Ποπλίου Νωνίου
Ἀσ=||πρήνα πρὸ τριῶν εἰδῶν||Ἀπριλίων ἐν Δικαρχίᾳ⁶. ||Μενέλαος

⁵ ナポリ近郊から出土する蝋板文書については、Camodeca (註 1) 31-32, Wolf (註 2) 19-20、森光「生まれながらの自由人か、それとも解放された奴隷か？」白門 61 卷 10 号 (通卷 727 号) 中央大学通信教育部、2009 年、54-69 頁、特に 57-58 頁。Camodeca (註 1) 177 によれば、2 枚目、4 頁目の中央に封印のための溝 *sulcus* があることから、この記録は 3 枚板であった可能性が高い。これに対して、Wolf (1979) および Wolf (2002) (いずれも註 4) は 2 枚板であったと考えていたが、Wolf (註 2) では 3 枚板と改説している。なお、本稿の史料に付されている補助記号については、特に断りのない限り、Camodeca (註 1) 47-48 および拙稿 (註 3) 77-78 頁を参照。

⁶ プテオリのギリシャ語名 *Δικαιορχεία* のことと考えられる。Hans Ankum, *Tabula Pompeiana 13: Ein Seefrachtvertrag oder ein Seedarlehen?* *Iura – Rivista internazionale di diritto romano e antico* 29, 1978 [1981] 156-173, 159.

Εἰρηναίου Κερα=||μμήτης⁷ ἔγραφα ἀπέχιν⁸ μαι⁹||παρὰ Πρίμου Ποπλίου
Ἀττίου Σεβή=||ρου δούλου {λου} δηνάρια χίλια||ἐκ ναυλωτικῆς

⁷ Wolf(1979)(註4)10 および 13 は当初、この語を「アテナイの Κεραμεῖς というデーモス出身の」と理解していた（もっとも、10, Anm. 15 では小アジアの都市 Κέραμος である可能性も示していた）。これに対して Ankum（註6）159 は、小アジアの都市 Κέραμος と理解すべきである、と論じた。Camodeca（註1）178 は Ankum の見解を踏襲している。Wolf (2002)（註4）161 および Anm. 25 もその見解を修正している。

⁸ ἀπέχω（受け取る）の不定法現在である ἀπέχειν の ε が脱落している現象は、Camodeca（註1）178 によれば *iotacismo* と呼ばれる。Camodeca が引用する Francis Thomas Gignac, *A grammar of the Greek papyri of the Roman and Byzantine periods, I: Phonology*, Milano: Istituto editoriale cisalpino, La goliardica, 1979, 189-191 では、*iotacismo* に相当する用語は確認できないが、「ε と ι との極めて頻繁な入れ替わり」「古典ギリシャ語の二重母音/ει/と短母音/ι/との同化」との説明が為され、その例が挙げられている。また、「この ει と ι との混交は」、前5世紀には「すでに古典期のいくつかの方言に見られ」、前300年以降は「コイネーに共通していた」とされる。他方、Wolf(2002)（註4）163-164 が多数引用する Edwin Mayser, *Grammatik der griechischen Papyri aus der Ptolemäerzeit; mit Einschluss der gleichzeitigen Ostraka und der in Ägypten verfassten Inschriften: Laut- und Wortlehre*, Leipzig: B. G. Teubner, 1906, 87-94 にも、ει と ι が入れ替わって書かれる例が挙げられている。Mayser（上掲）87によれば、この現象は前3世紀以降散見されるようになり、前3世紀半ばにはパピルス文書に見られる例が増加し、前2世紀には急増した。そこから Mayser は、前3世紀末から前2世紀にかけてのエジプトではすでに、ει は、正書法から外れた、ι を想起させる発音を有していた、と推論している。

ἐκσφραγισμένης, ||ἃ καὶ ἀποδώσω ἀκ{ου}λούθως||τῇ ναυλωτικῇ, ἥ<ν>
πεποιήμαι πρὸς||αὐτόν. Κατέθησα δὲ ἔνγυον||

pag. 3

εἰς ἔκτισιν τῶν προγεγραμμένων||δηναρίων χιλίων Μάρκον Βαρ=||βάτιον
Κέλερα.

||Q(uintus) Aelius Romanus scripsi rogatu et||mandatu M(arci) Barbati
Celeris coram||ipso, quod is litteras nesciret, eum||sua fide iubere eos *¹⁰
∞, q(ui) s(upra) s(cripti) sunt,||Primo P(ubii) Atii Severi ser(vo) pro
Menela=||uo Irenaei f(ilio) Ceramietae, ita||uti supra scriptum es[t]. (S) ¹¹
(S) (S)

⁹ Wolf (1979) (註 4) 10 によれば、Crook が μοι (代名詞 ἐγώ の与格単数) と読んだ (なお、Crook がいかなる文献でそのような見解を示したか、Wolf (1979) には引用がなく、管見の限りでも確認することができなかった)。Wolf は、「最後から 2 番目の文字は o よりは α に似ている」が、「für mich を意味する μοι は、余計ではあるが、邪魔ではない」と述べて Crook の読み方を支持した。これに対して Ankum (註 6) 160 は、μοι ではなく μαι であり、μαι はヘレニズムのギリシャ語ではしばしば με (ἐγώ の対格単数) として用いられ、ここでは不定法 ἀπέχιν の意味上の主語である、との異論を提起した (本稿註 40 対応本文も参照)。Camodeca (註 1) 178 はここでも Ankum の見解を踏襲した。Wolf (2002) (註 4) 158 は、μαι と読めることは認めている。

¹⁰ Camodeca (註 1) 178、Wolf (註 2) 103 によれば、デナリウスを表す記号である。

¹¹ 確認可能な印章 sigillum の痕跡を表す記号であって、Camodeca (註 1) 178、Wolf (註 2) 103 によれば、メネラーオス、ローマヌス、ケレルの順である。

pag. 4

(S) Q(uinti) [Aeli Romani]

(S) [-----]

(S) [---] Abasc[anti?]¹²

[-----]

[-----]

[-----]

[-----]

1 枚目、2 頁目¹³

マルクス・アクラ・ユーリアーヌスとプーブリウス・ノウィウス・アスプレーナがコンスルの年、4 月イードゥースの 3 日前〔38 年 4 月 11 日〕、プテオリで。私、エイレーナイオスの息子でケラモス出身のメネラーオスが記した、プーブリウス・アッティウス・セウエールスの奴隷プリムスから 1000 デナリウスを、封印された ναυλωτική に基づいて私は受け取った、と、そして、私は返還することになる、私が彼と締結した ναυλωτική の契約書に基づいて¹⁴。私は保証人に立てた、

¹² 下線部は、保存状態が悪く、読みに疑いがある文字であることを意味する。

¹³ 1 枚目、2 頁目および 2 枚目、3 頁目ともに尖筆で文字の筆跡が刻まれた内側の書板である。

¹⁴ Wolf（註 2）104 は… dem Seefrachtvertrag, den ich geschlossen habe mit ihm「私が彼と締結した水上運送契約」と訳している。

2 枚目、3 頁目

上述の 1000 デナリウスの支払のために、マールクス・バルバティウス・ケレルを。〔以下、原文ラテン語〕私、クウィントゥス・アエリウス・ローマーヌスが、マールクス・バルバティウス・ケレルは文字を知らないので、彼の依頼と委任に従って、彼の面前で記した、彼は、エイレーナイオスの息子でケラモス出身のメネラーオスのために、プーブリウス・アッティウス・セウェールスの奴隷プリムスに対して、上述の 1000 デナリウスの信命保証を引き受けた、上述のように、と。

2 枚目、4 頁目、右側¹⁵

(S) クウィントゥス・アエリウス・ローマーヌス

(S) . . .

(S) . . . アバスカントゥス

. . .

. . .

. . .

. . .

1.1. 概要

エイレーナイオスの子でケラモス（小アジア）出身であるメネラーオスは、1000 デナリウス（=4000 セステルティウス）を、封印された ναυλωτική に基づいて、プーブリウス・アッティウス・セウ

¹⁵ インクで書かれている。

エールス¹⁶（以下、セウエールス）の奴隷プリムスから受け取り、その金額を ναυλωτική に従って返還することを約束した。プテオリ出身とされるマルクス・バルバティウス・ケレル（以下、ケレル）は、その 1000 デナリウスについてメネラーオスの信命保証人となったが、文字を知らなかったため、ケレルの要請を受けたクウィントゥス・アエリウス・ローマーヌス（以下、ローマーヌス）が、ケレルの面前でこの証書¹⁷を作成した。

1.2. ναυλωτική とは何か？

J. G. Wolf によれば、ναυλωτική は運賃、船賃、船荷を意味する ναῦλον に由来する¹⁸。Meyer-Termeer は、史料上 ναυλωτική συγγραφή という文言の συγγραφή がしばしば省略された形で現われ、ναυλωτικός という形容詞は「水上運送契約を締結する」を意味する ναυλώω という動詞に由来する、とした上で、ναυλωτική συγγραφή あるいは ναυλωτικαὶ συγγραφαί（以下、ναυλωτική）とは、ギリシャ語

¹⁶ Camodeca（註 1）179 は、積荷の所有者であり、ユーリウス・クラウディウス朝期の、バエティカの生産物であるガラムとオリーブ油の商人、と推測している。

¹⁷ Wolf（註 2）21 の定義によれば、証書は、「個人、すなわち文書の筆者の表明であり、その者がこの表明を出したことを、その者に対して証明するという意義を有した。その表明は主観的で、1 人称単数で為され、筆者の直筆で署名されていなければならなかった。証書の証明力は自筆であるということに基づいていた。自筆であることが、署名が筆者によるものであることを保証した」。本稿註 31 も参照。

¹⁸ Wolf(2002)（註 4）168.

で作成された記録で、そこには、物品を船で輸送する者が、その物品の受領や積み込みについて言明し、それによって、その物品を船で輸送し、特定の場所で積み下ろす義務を明示又は黙示で負うことが示された、と説明する¹⁹。ナイル川流域の水上運送契約について言及したパピルス史料²⁰は数多く残されており、Meyer-Termeer によれば、最も古い史料として知られているのは、P. Hib. I 98²¹と呼ばれる紀元前 251/250 年に作成された記録であり、最も新しいものは、後 580 年に作成された P. Oxy. I 144 である²²。ναυλωτική には、作成された日付、船の呼称、積荷の内容、運賃、保証、航行条件、積み込みや積み下ろしの際の立会人や監督者、紛争の際の不訴求条項や記載

¹⁹ A. J. M. Meyer-Termeer, Die Haftung der Schiffer im griechischen und römischen Recht, Amsterdam, 1978, 75 および 76, Anm. 1. なお、本稿における「水上運送」は、ナイル川流域のような河川や運河を通る運送と、アレクサンドリアからプテオリまで地中海をまたぐような海上運送との両方を含む概念として用いている。

²⁰ ナイル川流域出土のパピルスに記された法史料一般については、Raphael Taubenschlag, The law of Greco-Roman Egypt in the light of the papyri, 332 B.C. -640 A.D., Państwowe Wydawnictwo Naukowe, 1955, 2nd ed.; Hans Julius Wolff, Das Recht der griechischen Papyri Aegyptens in der Zeit der Ptolemäer und des Prinzipats, 2. Bd, München: C. H. Beck, 1978 を参照。以下、パピルス史料の略号については、Hans-Albert Rupprecht, Kleine Einführung in die Papyruskunde, Darmstadt, 1994, 226-261 に準拠する。

²¹ Meyer-Termeer (註 19) 237-239.

²² Meyer-Termeer (註 19) 85.

内容の証明にかんする条項等が記載された²³。Jakab は、前半部分がギリシャ語で書かれた TPSulp. 78 の作成地であるプテオリは、地中海世界の国際的な海運に開かれた海港都市であって、ギリシャ・エジプトのパピルスとの比較に反対する理由はない、と述べる²⁴。

参考のために、TPSulp. 78 に関心を寄せる研究者によってしばしば引き合いに出されるパピルス史料を 3 つ紹介する²⁵。

第 1 に、後 236 年にアルシノエで作成された P. Lond. III 948 (= FIRA III 155) である²⁶。船長 κυβερνήτης であるアウレリオス・ヘーラクレスは、250 アルタバーン（古代ペルシャの穀物の単位、約 50 リットル）の野菜の種子をアルシノエからオクシュリンコスへと報酬である銀 100 ドラクマと引き換えに無傷で輸送する義務を負ったこと、100 ドラクマのうち、40 ドラクマを受け取ったこと、残りの 60 ドラクマは輸送が成功し、積荷を下す際に受け取ること、積み込みまたは積み下ろしのために港に滞在する期間、その期間を経過した場合の報酬の増額、等が記されている²⁷。

²³ Taubenschlag (註 20) 381-383; Meyer-Termier (註 19) 89-103 および 105-106, Anm. 4-13.

²⁴ Eva Jakab, Vectura pro mutua: Überlegungen zu Tab. Pomp. 13 und Ulp. D. 19,2,15,6, ZRG RA (2000) 117, 244-273, 254.

²⁵ 史料のテキストについては、註 26、28、29 で挙げた個別の文献のほか、<http://papyri.info/>の情報を利用した。

²⁶ Taubenschlag (註 20) Fn. 10; H. J. Wolff (註 20) 124-126, Anm. 87a, 92a, 97; Meyer-Termier (註 19) 245-248; Wolf (2002) (註 4) 168-169; Jakab (註 24) 254-256.

²⁷ P. Lond. III 948: ἐναύλωσεν Αὐρήλιος Ἡρακλῆς Διοσκόρου ἀπὸ Ἀνταίου πόλεως κυβερνήτης ἰδίου πλοίου ἀγωγῆς ἀρταβῶν διακοσίων πενήκοντα

ἀσήμερον Αὐρηλίῳ Ἀρείῳ||Ἡρακλείδου βουλευτῇ τῆς Ἀρσινοειτῶν πόλεως
 πρὸς ἐμβολὴν λαχανοσπέρμου ἄρτα-||βῶν διακοσίων πενήκοντα ἐπὶ τῷ
 ἐμβαλέσθαι ἀπὸ ὄρμου Ἄλσους μητροπόλεως||μέχρι ὄρμου τοῦ Ὀξυρυγγείου
 ναύλου τοῦ συμφωνηθέντος ἀργυρίου δραχ[μῶν] ||έκατὸν καθαρῶν ἀπὸ
 πάντων ἀφ' ὧν ἐντεῦθεν ἔσχεν ἀργ(υρίου) δραχμὰς τεσσαράκοντα, ||τὰς δὲ
 λοιπὰς δραχμὰς ἐξήκοντα ἀπολήμνεται ἅμα τῇ παραδόσει, ἅπερ φορτία παρα-
 ||δώσει σῶα καὶ ἀκακούργητα ἀπὸ ναυτικ[ῆς] κακου[ρ]χίας λαμβάν[οντος]
 αὐτ[οῦ] πρὸς ἐμ-||βολὴν ἡμέρας δύο ἀπὸ τῆς κε καὶ ὁμοίω[ς] πρὸς ἀνά[μην] εἰν
 αὐτ[ὸν] ἐν τῷ Ὀξυρυγγεῖ||ῇ ἡμέρας τέσσαρας, μεθ' ἧς ἐὰν παρακατασχεθῇ
 λήμνεται ὁ κυβερνήτης ἢ[με]ρησίως||[δ]ραχμὰς δεκαεξ' αὐτῷ παρεχόμενος ὁ
 κυβερνήτης τοὺς αὐτάρκεις ναύτας καὶ||τὴν τοῦ πλοίου πᾶσιν ἐπιχρεῖαν,
 λήμνεται δὲ ὁμοίως ὑπὲρ σπονδῆς ἐν τῷ Ὀξυρυγγεῖ-||τῇ οἴνου κεράμιον. ἢ
 ναυλωτικῇ κυρία. (Hand 2) Αὐρήλιος Ἡρακλῆς νεναύλωκα καὶ||[ἐ]σχον ἐπὶ
 λόγου τὰς δραχμὰς τεσσαράκοντα ὡς πρόγκειται.|| (Hand 1) (ἔτους) γ
 Αὐτοκράτορος Καίσαρος Γαίου Ἰουλίου Οὐήρου Μαξιμείου Εὐσ[εβοῦς]
 Εὐτυχοῦς Σεβαστοῦ||καὶ Γαίου Ἰουλίου Οὐήρου Μαξίμου τοῦ ἱερωτάτου
 Καίσαρος Σεβαστοῦ υἱοῦ τοῦ Σεβαστοῦ Φαῶφι κβ.

アウレリオス・ヘーラクレス、ディオスコロスの息子、アンタイオ
 ス市の出身、250 アルターベンの積荷を積載可能であり、それ以外に特
 記事項のない船の船長が、アウレリオス・アレリオス、ヘラクレイデ
 スの息子、アルシノエ市の参事会員と水上運送契約を締結した、250 ア
 ルターベンの野菜の種子を、その都市の神聖な森の港からオクシュリ
 ンコスの港へと輸送することについて、運賃を一切の控除なしに銀 100
 ドラクマとすることが合意されたことについて、そのうち 40 ドラクマ
 をその場で受け取り、残りの 60 ドラクマを積み下ろしの際に受け取る
 ことになる。彼は積荷を無傷で、輸送中の損傷なしに引き渡すことに
 なる、積込みのために 25 日から 2 日間、同様にオクシュリンコスに 4
 日間、滞在することになる、もし彼がそれ以降もなお滞在することにな
 るならば、船長は 1 日につき 16 ドラクマを得ることになる、それによ
 って船長は十分な船員と船に必要なすべてを調達する、そして同様

第2に、後257年にアンティノオポリスで作成された P.Oxy. XLIII 3111 である²⁸。船長であるアウレリオス・ディオニュシオスは、800 個の容器に入ったワインをオクシュリンコスからヘルモポリスのクレオパトラ港へ運賃である 640 ドラクマと引き換えに輸送する義務を負ったこと、640 ドラクマはこの記録の作成時に全額支払われたこと、等が記されている。

第3に、後63年にオクシュリンコスで作成された P. Oxy. XLV 3250 である²⁹。はしけ船の乗り手アノウバスは、ガーイウス・ノルバヌス・プトレマイオスの奴隷ポリュティムスに、その船で 562.5 アルタベーンの arakos（エンドウマメに似たマメ）をヘルモポリスからアカントンへと運賃である 140 ドラクマと引き換えに輸送する義務を負ったこと、140 ドラクマのうち 72 ドラクマを先に受け

に、彼は特別な報酬としてオクシュリンコスでワイン 1 甕を受け取る。この ναυλωτική は有効である。（別の人物の筆記）私、アウレリオス・ヘーラクレスは、水上運送契約を締結した、そして前金として上述の 40 ドラクマを受け取った。（元の人物の筆記）（日付）カエサル・ガーイウス・ユーリウス・ウェルス・マクシムス・ピウス・フェリクス・アウグストゥスとガーイウス・ユーリウス・ウェルス・マクシムス、神聖なカエサル・アウグストゥス、アウグストゥスの息子、が皇帝となって3年目、ファオフィの月、22日目〔ユリウス暦236年10月19日〕。

²⁸ H. J. Wolff（註20）124-125, Anm. 87a, 92a; Wolf(2002)（註4）168-169; Jakab（註24）256.

²⁹ H. J. Wolff（註20）124-125, Anm. 87a, 92a; Wolf(2002)（註4）171-172.

取ったこと、残りの 68 ドラクマをポリュティムスは積み下ろしの際に支払うこと、さらに、アノウバスはその月の 21 日に船を出航できるよう準備しておくこと、ヘルモポリスで arakos を引き渡した後は遅滞なく出発すること、夜間も悪天候の際も航行しないこと、最も安全な港に停泊すること、アカントンでは arakos をポリュティムスカ彼の代理人かに引き渡すこと、等が記されている。

2. 学説

TPSulp. 78 に関心を寄せる多くの研究者たちが抱いてきた主たる疑問は以下のとおりである。すなわち、メネラーオスがプリムスから 1000 デナリウスを受領し、その返還を約束した、との記述は、両者が関わる取引のいかなる実態を表現しようとするものであったのか。1000 デナリウスの受領と返還約束とは、法的にはどのように位置づけられ得たのか³⁰、また、両者の取引にいかなる効果をもたらし得たのか。その受領と返還約束とがそれに基づくと述べられるところの ναλωτική はどのような内容であったのか。以下では先行研究を概観する。

³⁰ Jakab (註 24) 246-249 は、D 22.1.41.2 (Mod. 3 resp.) との比較から、TPSulp. 78 「私は受け取った ἀπέχιν」および「私は返還することになる ἀποδώσω」と D 22.1.41.2 「私は受け取った accēpi」および「私は返還することになる reddam」とは類似しているが、金銭返還の理由 (TPSulp. 78 は ναλωτική、D 22.1.41.2 は mutuum) および返還期限と利息 (TPSulp. 78 は言及なし、D 22.1.41.2 は言及あり) の点で異なっている、と述べる。

2.1. J. G. Wolf 説

Wolf は、TPSulp. 78 の構造³¹、様式³²、用語法³³等にも注目し、ギ

³¹ Wolf (2002) (註 4) 159-162 は、TPSulp. 78 以外の記録では、日付の表記は、その記録が *testatio* であれば文章の最後に、*chirographum* であれば文章の冒頭に書かれ、作成地は、いくつかの例外（出頭の宣誓 *testatio sistendi* にかんする TPSulp. 16, 18, 21 ならびに競売の告知 *testatio adfixi libelli* にかんする TPSulp. 85, 90, 91, 92）を除いて、文章の最後に書かれるが、この *chirographum* では作成地が日付の直後に書かれていることを指摘した上で、作成地が日付に続けて書かれるのはギリシャ法圏の文書に特徴的であり、メネラーオスは故郷の慣習に従った、とする。また、ヘレニズムの *chirographum* は作成者から名宛人への書簡のようにして始まるが、この記録がそうっていない点については、メネラーオスがローマの実務に従って挨拶文を省いた可能性がある、と述べる。また、同 177 によれば、受領の言明と給付の約束の結合は、前 2 世紀以降に見られ、元首政期には特に好んで用いられた定型書式に特徴的な構造であった。*chirographum* と *testatio* との定義と両者の相違については、Wolf (註 2) 20-22 および拙稿 (註 3) 72-73 頁を参照。

³² Wolf (2002) (註 4) 177 によれば、受領の言明は直接話法か Homologie 形式かで定型化され、それに続く給付約束は 1 人称未来形を取っていた。このような構造を有する定型書式は、消費貸借、その他の信用行為、寄託 (*παράκαταθήκη*)、水上運送で用いられていた。

³³ Wolf (2002) (註 4) 177-178 によれば、給付約束では、貨物をその目的地まで「持っていき (*κατάξω*)」、そこで「引き渡す *παράδωσω*」ことが言及された。*κατάξω* の代わりに *καστήσω* あるいは *ἀποκαταστήσω* が用いられることもあったが、返還については例外なく *παράδωσω* であ

リシャ・エジプトの他のパピルス史料と比較した上で、この記録はヘレニズム世界の文書の特徴を有していると断定する³⁴。そして、TPSulp. 78 の ναυλωτική も水上運送契約であり³⁵、特に、運送人が貨物を仕出港から仕向港に輸送する義務を負う小口貨物運送契約 Stückgutvertrag であった³⁶、とする。そして、メネラーオスが、

った。

³⁴ Wolf (2002) (註 4) 182-183.

³⁵ Wolf (1979) (註 4) 13-16, Wolf (2002) (註 4) 167.

³⁶ Wolf (2002) (註 4) 171-173. 同 169-171 で Wolf は、水上運送契約一般を小口貨物運送契約 Stückgutvertrag、チャーター契約 Frachtcharter、船の賃貸借契約 Mietcharter の 3 種類に区別する。小口貨物運送契約では、運送人は貨物を仕出港から仕向港に輸送する義務を負うのみである。これに対して、チャーター契約は、小口貨物運送契約上の義務に加えて、貨物のために指定された場所（船の全体もしくは一部または特定のスペース）を荷主に割り当てなければならない。したがって、チャーター契約において運送人の給付は賃貸人の給付と請負人の給付の結合である。船の賃貸借契約は、運送契約ではなく、賃貸借契約であり、賃借人に船全体に対する完全に事実上の処分権限を許すよう、賃貸人に義務付ける。その点で、チャーター契約と船の賃貸借契約とは区別される。その上で Wolf は、ギリシャ語のパピルスに見られる ναυλωτικαὶ συγγραφαὶ は船の賃貸借契約ではなく、常に船全体を対象とするチャーター契約であった、としつつ、ναυλωτική の語義自体はあらゆる有償の船による輸送をカバーするので、メネラーオスの ναυλωτική はチャーター契約ではなく小口貨物運送契約であった、というのも、1000 デナリウスの輸送のために、船全体がチャーターされたとは想定

ναυλωτική に基づいてプリムスから受け取った 1000 デナリウスを「私は返還することになる ἀποδώσω」、と約束しているのだから、その 1000 デナリウスは、運送報酬や運賃ではなく、むしろ運送の目的物である、と述べる³⁷。

これに対して Ankum は、パピルス史料に見られる水上運送契約の大部分は「言明する ὁμολογεί」から始まり、「引き渡すことになる παραδώσει」で終わるが³⁸、TPSulp. 78 では「私は記した・・・私は受け取った、と ἔγραφα ἀπέχιν μαι」および「私は返還することになる ἀποδώσω」であって一致しない、また、プトレマイオス朝期とロ

し得ないからである、と結論付ける。

Wolf によれば、ローマの史料には、船の賃貸借も、運送契約としての小口貨物運送契約もチャーター契約も見られ、いずれも *locatio conductio* の適用例であった。船の賃貸借では、賃貸人が *locator*、賃借人が *conductor* である。2つの運送契約のうち、小口貨物運送契約は請負契約とされ、チャーター契約は賃貸借とされた。したがって、小口貨物運送契約では、荷主が *locator*、船乗りが *conductor* であるのに対して、チャーター契約では船乗りが *locator*、荷主が *conductor* である。そうすると、史料上、*locator* は船の賃貸借における賃貸人かチャーター契約における船乗りかが、*conductor* は賃借人か荷主かが、それらの用語では判断できないことになる。Wolf は、具体的な事例で、どちらの契約が問題となっているかは、文脈によって、特に *locator* の義務を主たる基準として決定するしかない、とする。

³⁷ Wolf (1979) (註 4) 13, Wolf (2002) (註 4) 173-174.

³⁸ 例えば P. Lond. III 948 (註 27) では「彼は積荷を無傷で、輸送中の損傷なしに引き渡すことになる」。

ーマ期には金銭が輸送された例がない、として Wolf 説を批判する³⁹。

2.2. H. Ankum 説

Ankum は、上述の ἔγραφα ἀπέχιν μαι および ἀποδώσω という表現は scripsi me accepisse および reddam のギリシャ語訳であり⁴⁰、これらのラテン語はローマ法上の消費貸借を表す典型的な表現であること⁴¹、そして、メネラーオスがギリシャ出身の船乗りであること、

³⁹ Ankum (註 6) 163-164. Ankum によれば、後 580 年の P. Oxy. I. 144 には国家のために金銭が輸送された例が見られる。Jakab (註 24) 250 も参照。

⁴⁰ Ankum (註 6) 160, 164-165 は、小アジアのケラモス出身のメネラーオスはラテン語ができなかったので、奴隷プリムスがラテン語の chirographum をギリシャ語に翻訳してメネラーオスに口頭で伝えた、そして、そのラテン語の chirographum はローマ法に則っていた、と論じる。

⁴¹ Ankum (註 6) 160 によれば、S. Riccobono - J. Baviera - C. Ferrini - J. Furlani - V. Arangio-Ruiz, *Fontes iuris Romani anteiustiniani* (以下、FIRA) Florentia, III² *Negotia*, 1969, 400-422 に採録されているカエキリウス・ユクンドゥスの文書にこの表現がしばしば登場する他、TPSulp. 54, 57, *Tabulae Herculenses* (=TH) 40, 41 (G. P. Carratelli, *Tabulae Herculenses* III, *La Parola del Passato* (1953) 8, 458、Ankum の指示では TH 43 も) にも scripsi me accepisse という表現が見られる。また、TH 8, 39, 42 (G. P. Carratelli, *Tabulae Herculenses* I, *La Parola del Passato* (1946) 1, 383; *Tabulae Herculenses* III (上掲) 457, 459、Ankum の指示では TH 8 と TH 39 のみ) には scripsi me habere、TH 43 (*Tabulae Herculenses* III (上

プテオリで債権者から金銭を受領したことから、この ναυλωτική が海上冒険貸借であったことは明らかである⁴²、とし、ユ帝の勅法 C. 4.32.26.2⁴³ を根拠に、 ναυλωτικῆς ἐκσφραγισμένης も contractus

掲) 459、Ankum の指示では TH 42) には scripsi me percipere もある。

⁴² Ankum (註 6) 164-167; G. Purpura, Ricerche in tema di prestitio marittimo, Annali del Seminario giuridico della Università di Palermo (1987) 39, 187-337, 233-235.

⁴³ C 4.32.26.2: Ideoque iubemus illustribus quidem personis sive eas praecedentibus minime licere ultra tertiam partem centesimae usurarum in quocumque contractu vili vel maximo stipulari: illos vero, qui ergasteriis praesunt vel aliquam licitam negotiationem gerunt, usque ad bessem centesimae suam stipulationem moderari: in traiectionibus autem contractibus vel specierum fenori dationibus usque ad centesimam tantummodo licere stipulari nec eam excedere, licet veteribus legibus hoc erat concessum: ceteros autem omnes homines dimidiam tantummodo centesimae usurarum posse stipulari et eam quantitatem usurarum etiam in aliis omnibus casibus nullo modo ampliari, in quibus citra stipulationem usurae exigere solent. <a 528 d. id. dec. Constantinopoli Iustiniano pp a. ii cons.>

勅法集 4 卷 32 章 26 法文 2 項

528 年 12 月 13 日、ユスティニアヌス帝が近衛長官メナに宣旨する。・・・それゆえ、我々は命じる、高名なあるいは高位の者たちには、大小いかなる契約においても、4 パーセントを超える利息の問答契約を締結することを許さないが、店舗の支配人や合法的な商売に従事している者たちは 8 パーセントまでの問答契約が許される、そして、海上冒険貸借あるいは種類物の消費貸借については、12 パーセントまでの問答契約は許されるが、それを超えることは許されない、たとえばの法律では、これを超えることが許されていたとしても、と。さらに、その他すべての人々は 6 パーセントまでの利息の問答契約を締結することができる、そして、問答契約なしに利息が請求されるのが

traiecticii の訳語であった、と述べる⁴⁴。また、TPSulp. 78 のメネラーオスによる返還約束が、ναυλωτική の書面とは別に作成された理由を、その書面が作成され封印された際には、何らかの理由で保証人がその場にいられず、その書面にはメネラーオスの証書を付けることができなかったのも、TPSulp. 78 が別に作成された、と説明する⁴⁵。さらに、メネラーオスの返還約束とケレルの保証とがまとめて記録されていることについては、2つの理由を挙げる。第1に、保証債務の附従性から、当事者たちは、主たる債務の証書は保証債務の証書と共に1つの書面にまとめられなければならない、と考えた。第2に、ケレルが保証債務を履行した後で、メネラーオスに対して求償する際に、自分がメネラーオスのためにセウエールスに対して保証債務を負ったことを証明する必要があり、そのためには、メネラーオスがケレルを保証人とした、という事実が記載された書

常である他のすべての場合でも、決してこの割合の利息を超えることはできない。

⁴⁴ Ankum (註6) 168-169.

⁴⁵ Ankum (註6) 161-162. もう1つの可能性、すなわち ναυλωτική の書面が作成された後で、セウエールスまたはプリムスが、保証人を立てさせるべきであると考えるに至った、との説明については、この種の契約では保証人が立てられることが多く、債権者が保証人を要求することを債務者は最初から予想していたに違いない（言い換えれば、後から債権者に言われて債務者が保証人を立てることは考えにくい、ということか）、として否定している。

面の写しを持つことが必要不可欠であった、と⁴⁶。

これに対して Wolf は、メネラーオスはローマの習慣に影響されて *ὁμολογεί* ではなく *ἔγραφα* を冒頭に置いただけであって、Ankum の主張するような、ローマの消費貸借および領収書の記録との一致は冒頭の文言だけに限られ⁴⁷、reddam は、消費貸借の証書の標準的な定型には、TPSulp. 51 を除いて、まったく見られない⁴⁸、と Ankum 説を批判する⁴⁹。Jakab も、海上冒険貸借には、1000 デナリウス=4000 セステルティウスは少なすぎる、と疑問を呈している⁵⁰。また、後 1 世紀の文書の解釈にとって後 6 世紀のユスティニアヌス帝の勅法は論拠として十分とは言えないこと、ギリシャ・エジプトのパピルス史料において *ναυλωτική* が海上冒険貸借の意味で用

⁴⁶ Ankum (註 6) 162-163.

⁴⁷ Wolf (2002) (註 4) 165-166.

⁴⁸ Wolf (2002) (註 4) 165-166, Anm. 61 によれば、FIRA III 121 (S. 391) = P. Fouad 45 における quos et reddam は、ヘレニズムの消費貸借の証書の返還条項であるが、この証書は当事者であるローマ人同士によって後 153 年にアレクサンドリアで作成され、ヘレニズムの証書の定型に従っている。

⁴⁹ Wolf (2002) (註 4) 165, Anm. 60 は、この記録は元来ラテン語で書かれていたのでギリシャ語で書かれた契約（とケレルの信命保証と）はローマ法上の契約であったという Ankum の推論は、前提が正しくなく、結論は許容できない、と述べる。

⁵⁰ Jakab (註 24) 251-252.

いられた例はないこと、を挙げて Ankum 説に反論している⁵¹。

2.3. D. C. Gofas 説

Gofas は、Meyer-Termeer の定義に従い⁵²、ναυλωτικός は ναυλόω という動詞に由来するのであって、ラテン語の *traiecticius* に対応していないので、ναυλωτική は金銭消費貸借の成立を証明するために作成された文書を意味しない、として Ankum 説を批判する⁵³。その意味で Gofas は、ναυλωτική は水上運送契約である、とする Wolf の見解に従う。しかしながら、「支払う ἀποδοῦναι」という動詞は貸付金の返還を示すために用いられていたことから⁵⁴、この記録を記したメネラーオスはプリムスとの間で、実際には受領していないにもかかわらず、1000 デナリウスを消費貸借として受領したことを言明し、その返還を約束した、と想定する⁵⁵。その際に Gofas の念頭にあったのは、13 世紀イタリア以来の、海上保険を目的とした証書上の仮装消費貸借、すなわち船乗りが積み込み時に、荷主から彼に委ねられた商品と等価の金銭を荷主に支払い、無事に運送を果たした際に金銭を回復する、という実務であった⁵⁶。ναυλωτική に付加され、TPSulp. 78 に記録されたこの合意において、メネラーオスは海

⁵¹ Jakab (註 24) 252.

⁵² 註 19 対応本文参照。

⁵³ D. C. Gofas, *Encore une fois la Tabula Pompeiana* 13, Symposium 1993, Köln, 1994, 251-266, 258-259.

⁵⁴ Gofas (註 53) 261.

⁵⁵ Gofas (註 53) 262.

⁵⁶ Gofas (註 53) 251-253.

の危険を引き受けた、すなわちメネラーオスが貨物を失った場合には、消費貸借の合意に基づいてその返還を義務付けられた⁵⁷。これは「仮装の消費貸借 *un prêt fictif*」であった⁵⁸。

2.4. G. Thür 説

Thür は Gofas の見解を基本的に支持する⁵⁹。ただし、古代ローマ人の理解によれば、消費貸借の成立には物的な要素が存在しなければならなかったので、「仮装の消費貸借」の合意だけでは債務を生じさせるのに十分ではない、と Gofas の解決を批判する⁶⁰。Thür によれば、この物的な要素は荷主から船乗りへの貨物の引渡しにあり、その「貨物の返還」すなわち目的の港での積荷の引渡しに「貸し付けられた金銭の返還」を意味した⁶¹。その契約上、「消費貸借」の金額は、荷主から引き渡された積荷の価値と等価であるとの合意が為された⁶²。これは積荷の「評価額についての合意 *Aestimationsabrede*」であった⁶³。

Gofas と Thür の見解を、Camodeca は踏襲する⁶⁴のに対して、Wolf

⁵⁷ Gofas (註 53) 263.

⁵⁸ Gofas (註 53) 266.

⁵⁹ G. Thür, *Die Aestimationsabrede im Seefrachtvertrag*, *Diskussionsbeitrag zum Referat D. C. Gofas*, Symposium 1993, Köln, 1994, 267-271, 267-268.

⁶⁰ Thür (註 59) 270.

⁶¹ Thür (註 59) 271.

⁶² Thür (註 59) 270.

⁶³ Thür (註 59) 271.

⁶⁴ Camodeca (註 1) 179.

は、そのような合意が ναυλωτική に付加されたことの証拠は何もなく、単なる憶測である、と批判する⁶⁵。

2.5. E. Jakab 説

Jakab も ναυλωτική は水上運送契約と解した上で⁶⁶、ギリシャ・エジプトのパピルス史料を検討した結果、いくつかの ναυλωτική には運送報酬が全部または一部前払いされた事例が見られる⁶⁷ことから、船乗りは積み込み時に運送報酬等の前払いを受け⁶⁸、船の艀装や他の乗組員の調達に充てた、と想定する。そして、両当事者は ναυλωτική とそれに付随する消費貸借とを締結したが、基本行為は運送契約あるいは船の賃貸借であり、消費貸借は運送行為の経済的な一部として構成された⁶⁹。その返還義務について期限も利息も定

⁶⁵ Wolf (2002) (註 4) 184. Jakab (註 24) 253-254 も同旨。

⁶⁶ Jakab (註 24) 254-258.

⁶⁷ Jakab (註 24) 257-258 によれば、上述の P. Lond. III 948, P. Oxy. XLIII 3111, P. Oxy. XLV 3250 に加えて、P. Oxy. XLI 2983, P. Oxy. XLIX 3481, P. Oxy. XLIX 3484P. Oxy. XXXIV 2732.

⁶⁸ Wolf (2002) (註 4) 176-177 も、その可能性は高い、とする。

⁶⁹ Jakab (註 24) 259-271 はその証左として D 19.2.15.6 を挙げる。

D 19.2.15.6 (Ulpianus 32 ad ed.) Item cum quidam nave amissa vecturam, quam pro mutua acceperat, repeteretur, rescriptum est ab Antonino Augusto non immerito procuratorem Caesaris ab eo vecturam repetere, cum munere vehendi functus non sit: quod in omnibus personis similiter observandum est. 学説彙纂 19 卷 2 章 15 法文 6 項 (ウルピアーヌス、告示註解 32 卷) また、ある者が、船が失われたので、消費貸借として受領した運送報酬の返還を請求された場合、アントーニヌス帝によって回答された、

運送の責務が果たされなかったときは、皇帝の代理人がその者に対して運送報酬を返還請求するのは不当ではない、と。そのことはすべての人々において同様に遵守されるべきである。

同法文は、前半部分に文法的な問題はあるが、事案としては、皇帝の代理人 *procurator Caesaris* と船乗りとの間で水上運送契約が締結され、運送報酬 *vectura* が「消費貸借として *pro mutua*」受領されたが、水上運送は船の難破 *nave amissa* により達成されなかったため、皇帝の代理人は、難破のリスク、すなわち積荷の喪失を甘受することには異論がないが、前払いした運送報酬を返還するよう請求した、というものである。法的に問題となるのは、運送報酬が、不可抗力 *vis maior* による履行不能の場合にも義務付けられるのか、特に、前払いされた運賃が反対給付のないことを理由として返還請求され得るのか、である。同法文では請負契約 *locatio conductio operis* における運送報酬が問題となっているが、前後の文脈では賃料減免 *remissio mercedis* が論じられており、そこでは用益賃貸借 *locatio conductio rei* が問題となっていること、*locator*（請負では注文主である皇帝の代理人）が不可抗力のリスクを負担する、という原則に反していることから、ローマ法研究者の間で議論が交わされてきた。そして、*Digesta* 編纂者等による介入（G. Longo, *Sul regime delle obbligazioni nella locatio conductio rei*, St. Arangio-Ruiz II, Napoli, 1953, 391-392, Th. Mayer-Mary, *Locatio conductio*, Wien, 1956, 146）、カラカッラ帝の衡平に即した判断 *Billigkeitsentscheidung*（M. Kaser, *Periculum locatoris*, ZRG RA (1957) 74, 155-200, 193, R. Röhle, *Das Problem der Gefahrtragung im Bereich des römischen Dienst- und Werkvertrags*, *Studia et Documenta Historiae et Iuris* (1968) 34, 183-222, 217-218）、古典期後期には危険を負担したのは原則として請負人 *conductor operis* であった（W. Ernst, FS Lange, 1992, 59-97, 67-68）等の説明が為されてきた。これに対して Jakab は、同法文が請負契約として扱われて

きたことに疑問を呈し、相異なる経済的・資金的立場に立つ両当事者は数多くの契約条項や契約のひな型の中から彼らにとって最適なものを選択することができた、と想定する。そして、ローマの法学者たちの用語法から、法文史料で問題となるのは「船の賃貸借 *navem locare*」か「運送の請負 *onera conducere*」であって、同法文で両当事者がどちらを選択したかは確定できないが、これまでの研究者たちとは異なり、賃貸借 *locatio conductio rei* の可能性を検討する。そうすると、船乗りが賃貸人 *locator* に、皇帝の代理人が賃借人 *conductor* になり、船あるいは場所の賃料が *vectura* であることになる。*vis maior* による難破の場合、*casum sentit dominus* の原則に従い、皇帝の代理人が積荷の危険を負担するので、相手方に失った積荷の補償を請求することはできず、問題となるのは、船乗りがすでに受け取り、返そうとしない賃料だけであることになる。このとき、船乗りは不可抗力、特に難破により生じた予見不可能な経済的状況を引き合いに出し、賃料減免を主張することはできない。なぜなら、ここでは賃料を返そうとしないのは賃貸人であって、賃料減免の主張は直接この事案には当てはまらないからである。それゆえ、船乗りは次のような類推にその運命を委ねた。すなわち、賃借人に賃料が免除されるのは、その経済的履行能力が不可抗力によって阻害された場合である。とすれば、賃貸人のところにある金銭が不可抗力によって失われたときも、その返還は免除されるべきである、と。しかし、カラカッラ帝あるいは皇帝官房は、船乗りの洗練された論証を高く評価せず、賃貸借の一般原則および予防実務の両方を考慮し、賃貸借では賃貸人が目的物と賃料の危険を負担するのであって、船乗りは難破によってその契約上の義務を履行することができなくなったのだから、賃料前払いの場合、賃料は返還請求される

められていないことは、その消費貸借が非典型的な経済的目的を有していたことを意味している。すなわち貸主が 1000 デナリウスの返還を請求することができるのは、消費貸借の経済的目的である水上運送が達成されなかった場合だけであり⁷⁰、船と積荷が安全に目的の港に到着すれば、消費貸借に基づく訴権は用いられなかった⁷¹、

べきである、と判断した。したがって、同法文は例外でも衡平に基づく判断でもなく、これによって、両当事者間のリスク分担の最適化が図られた、と。Jakab（註 24）272-273 は、経験豊富な証書作成者は、特に法学者としての経験を積むことなしに、この問題を解決したのであって、古代ギリシャ・ローマの「予防法学」は古代の経済生活の要求を十分に満たしていた、と述べる。なお、Theodor Mommsen, *Digesta Iustiniani Augusti recognovit adsumpto in operis societatem Paulo Kruegero*, I, apud Weidmannos, 1870, 562, 38 行目に対する apparatus は、pro mutua ではなく inuecto である可能性を示唆しており、もし後者を採用するならば、Jakab の行論に影響を与えることが考えられるが、これについては D 19.2.15.6 の学説史も含め、稿を改めて検討したい。

⁷⁰ Jakab（註 24）258 によれば、その場合、前払いが為されたことによって、船乗りによる運送契約違反は荷主の財産損害 βλάβη とされた。Wolf (2002)（註 4）174-177 は、船乗りの負う責任を手附 arrha に基づいて説明する。すなわち、船乗りは、運送契約に反した行動によって輸送に失敗した場合、例えば貨物の引き受けに全く現れなかったり、夜間あるいは悪天候時に航行し、貨物を失った場合、手附を賠償しなければならなかった、もっとも、貨物が滅失した場合、船主の責任は手附の返還に限定されなかった可能性はある、と。

⁷¹ Jakab（註 24）272.

と論じている。

Jakab の説は一見して説得的である。しかし、この消費貸借が典型的なそれであることを否定している。Jakab 自身も認めているように、他の *ναυλωτική* でも、約定の金銭の全部または一部が前払いされていたが、その金銭は航海に必要な費用に充てられることがあり得た。そうであれば、運送報酬とは別に、費用を賄うための金銭の貸付が行われたとしても何ら不思議はない。

2.6. D. Jones 説

Jones は、TPSulp. 78 において運送報酬の前払いが「仮装の消費貸借」という形式で行われたことは肯定するが、1000 デナリウスは運送報酬としては安すぎる、との疑問を呈する。その上で、1000 デナリウスはオスティアに入港した際に支払う必要がある通関費用であり、これもまた「第2の仮装消費貸借」という形式でメネラーオスに提供されたのであって、通関費用が適切に支払われなかったならば、メネラーオスに対して消費貸借に基づいてその返還が請求される、と論じている⁷²。

Jones の説については、1000 デナリウスが運送報酬としては安すぎると断定するための、客観的な基準を示すことは困難であること、メネラーオスが TPSulp. 78 において「第2の仮装消費貸借」にのみ言及し、「第1の仮装消費貸借」すなわち運送報酬について言及しなかった理由が説明されていないこと、が反論として挙げられる。

⁷² David Jones, *The Bankers of Puteoli, Finance, Trade and Industry in the Roman World*, Tempus, Stroud, 2006, 103-117, 114-116.

2.7. 小括

上述のとおり、先行研究は、メネラーオスが言及する *ναυλωτική* を水上運送契約とする見解と、海上冒険貸借とする見解とに大別される。そして、前者の見解を採用する研究者たちは、金銭消費貸借が仮装であるとする見解と、実際に金銭が貸与されたとする見解とに分かれる。

3. 学説の検討、本稿の仮説、仮説に基づく考察

3.1. 検討の視角

「2. 学説」で紹介したすべての研究者が、メネラーオスが述べる *ναυλωτική* とは何か、という問いから議論を組み立てている。しかし、その *ναυλωτική* の内容が伝えられていない以上、その議論は弱い足場の上に立っていると言わざるを得ない。我々に伝えられているのは、メネラーオスがプリムスから、プリムスと締結した *ναυλωτική* に基づいて金銭を受け取り、その返還を約束したこと、そして、メネラーオスがケレルを保証人に立てたこと、ケレルがメネラーオスの伝えるように、メネラーオスの債務を彼のためにプリムスに対して信命保証したこと、以上である。

TPSulp. 78 の記述から当時の取引の実像を読み取るという本稿の目的からすると、まず為すべきは、TPSulp. 78 が我々に伝えていることを、TPSulp の他の記録の内容と整合的に説明することができるのか、そして、これによって得られた帰結が研究者たちの理解と相容れないのかどうか、を明らかにすることである。

3.2. 検討

第1に、メネラーオスがプリムスから金銭を受け取り、その返還を無方式で約束したことは、金銭消費貸借として説明することが可能である。Ankum、Jakab の説はこの理論に基づいている。したがって、メネラーオスとプリムスとの間に金銭消費貸借は成立し得たか、が検討されるべきである。

第2に、メネラーオスがプリムスから金銭を受け取り、その返還を約束した、と伝えられていることは、実際には金銭は引き渡されていないが、あるいは問答契約を用いることで引き渡されたことにされた金銭の返還が約束された、あるいはその返還が無方式で約束された、として説明することが可能である。Thür の説は前者の理論に、Gofas、Jones の説はこれらいずれかの理論に基づいているか、これを前提としている。したがって、メネラーオスとプリムスとの間で金銭の授受なくしてその返還債務が生じ得たか、が検討されるべきである。

第3に、メネラーオスがケレルを保証人に立てたこと、ケレルがメネラーオスの伝えるように、メネラーオスの債務を彼のためにプリムスに対して信命保証したことが伝えられているが、メネラーオスは外国人 *peregrinus* であり、また、保証には複数の形式があった。Wolf は、ローマ市民であるケレルは、メネラーオスのためにギリシャ法に基づいて保証したのであって、ローマ法によれば彼の保証は無効であった、と主張する。したがって、ケレルによるメネラーオスの債務の保証は法的に有効であり得たか、が検討されるべきである。

3.2.1. メネラーオスとプリムスとの間に金銭消費貸借は成立し得たか？

一般には、消費貸借契約は要物契約であり、貸し手が借り手に金銭その他の物を、その消費を目的として与え、借り手がその物と同種同質同量の物を返還することを約束することによって成立する、とされる⁷³。他方、与える前にはいかなる債権債務関係も発生しないとされ、将来の消費貸借の約束（*pactum de mutuo dando*）は、問答契約の形式を取らない限り、返還を請求する訴権をもたらしことはなかった、とされる⁷⁴。

⁷³ Gai Inst. 3.90: *Re contrahitur obligatio uelut mutui datione; mutui autem datio proprie in his fere rebus contingit, quae res pondere, numero, mensura constant, qualis est pecunia numerata, uinum, oleum, frumentum, aes, argentum, aurum; quas res aut numerando aut metiendo aut pendendo in hoc damus, ut accipientium fiant et quandoque nobis non eadem, sed aliae eiusdem naturae reddantur. unde etiam mutuum appellatum est, quia quod ita tibi a me datum est, ex meo tuum fit.*

ガーイウス、法学提要 3 卷 90 節：物により債権債務関係が締結されるのは、例えば消費のために物を付与する場合である。ところで、消費のために物を付与することは、本来、一般に重量、数量、容量で確定される物、すなわち貨幣、葡萄酒、オリーブ油、穀物、銅、銀、金といった物について行われる。我々はこれらの物を、それらが受領者のものとなり、ある時点で、同じ物ではなく同じ性質を有する別の物が我々に返還されることになる、という条件で、数量あるいは容量あるいは重量ではかって与える。このようにして私から君に与えられた物は、私のものから〔*ex meo*〕君のもの〔*tuum*〕となるので、*mutuum* とも呼ばれている。

⁷⁴ M. Kaser/R. Knütel/S. Lohsse, *Römische Privatrecht*, 21. Auflage,

スルピキウス家文書には、問答契約で貸付金返還債務の履行を約束する事例が見られる（TPSulp. 50-58、TPSulp. 66-69）一方で、金銭の授受があったことを示した上で、問答契約については触れられることなく、金銭の受け手がその返還債務を負っていることを前提に、その債務の保証を約束する、という事例も見られる（TPSulp. 60-63）。それらの事例によって、当然ながら、問答契約に言及していないことから、問答契約が締結されなかった、と断定することはできないが、その可能性も否定することはできない。したがって、それらの事例において、金銭の授受とその返還の約束のみによって消費貸借契約が成立した可能性はある。そうであれば、TPSulp. 78 においても、プリムスがメネラーオスに金銭を引き渡し、メネラーオスはその返還を約束したことのみによって、消費貸借契約が成立した可能性はある。それゆえ、消費貸借契約が成立したとの Ankum、Jakab の主張を、この観点からは否定することができない。

3.2.2. メネラーオスとプリムスとの間で金銭の授受なくしてその返還債務が生じ得たか？

まず、問答契約の締結によって金銭の授受なくしてその返還債務が生じた可能性を検討する。

前提として、外国人同士、外国人とローマ人とであっても、問答契約を締結することはできる、とされる。すなわち、ギリシャ人同士が、または、ギリシャ人とギリシャ語を理解するローマ人とが、ギリシャ語で問答契約を締結することも可能であり、ラテン語を理解するギリシャ人とローマ人とが、または、ラテン語を理解するギ

リシャ人同士が、ラテン語で問答契約を締結することも可能である。但し、「誓約すること *spondere*」という動詞を用いた問答契約はローマ市民同士にのみ認められているとされる⁷⁵。

⁷⁵ Gai Inst. 3.92-93: Verbis obligatio fit ex interrogatione et responsione, uelut DARI SPONDES? SPONDEO, DABIS? DABO, PROMITTIS? PROMITTO, FIDEPROMITTIS? FIDEPROMITTO, FIDEIVBES? FIDEIVBEO, FACIES? FACIAM. 93: Sed haec quidem uerborum obligatio DARI SPONDES? SPONDEO propria ciuium Romanorum est; ceterae uero iuris gentium sunt, itaque inter omnes homines, siue ciues Romanos siue peregrinos, ualent. et quamuis ad Graecam uocem expressae fuerint, uelut hoc modo <δώσεις; δώσω. – ὁμολογεῖς; ὁμολογῶ. – πίστει ὁμολογεῖς; πίστει ὁμολογῶ. – πίστει κελεύεις; πίστει κελεύω. – ποιήσεις; ποιήσω>, etiam hae tamen inter ciues Romanos ualent, si modo Graeci sermonis intellectum habeant; et e contrario quamuis Latine enuntientur, tamen etiam inter peregrinos ualent, si modo Latini sermonis intellectum habeant. at illa uerborum obligatio DARI SPONDES? SPONDEO adeo propria ciuium Romanorum est, ut ne quidem in Graecum sermonem per interpretationem proprie transferri possit, quamuis dicatur a Graeca uoce figurata esse.

ガイウス、法学提要 3 卷 92 節：言語による債権債務関係は問いと答えとにより生じる。例えば「君は与えることを誓約するか」「私は誓約する」、「君は与えるか」「私は与える」、「君は約束するか」「私は約束する」、「君は信義によって約束するか」「私は信義によって約束する」、「君は信義によって命じるか」「私は信義によって命じる」、「君は為すか」「私は為す」というようにである。93 節：けれども、「君は与えることを誓約するか」「私は誓約する」という言語による債権債務関係はローマ市民に特有のものである。これに対して、その他のものは万民法に属する。したがって、ローマ市民であろうと外人であろうと、すべての人々の間で有効である。そして、例えば次のように<「君は与えるか」「私は与える」、「君は約束するか」「私は約束する」、「君は信義によって約束するか」「私は信義によって約束する」、「君は為すか」

「私は為す」>とギリシア語で表現されたとしても、このようなものも両当事者がギリシア語を理解する限りローマ市民の間でも有効である。これとは反対に、ラテン語で表現されても両当事者がラテン語を理解するならば、外人の間でも有効である。けれども、先の「君は与えることを誓約するか」「私は誓約する」という言語による債権債務関係はまさにローマ人に特有のものである。したがって、この文言はギリシア語から作られたと言われていても、正確にギリシア語に翻訳することはできない。

ところが、スルピキウス家文書には、奴隷が要約したのに対して、相手方が「誓約すること *spondere*」という動詞を用いて問答契約を締結する例 (TPSulp. 51、TPSulp. 52、TPSulp. 67、TPSulp. 68、TPSulp. 69) が見られる。いずれの例でも記録には、奴隷が「要約した *stipulatus est*」と表現されている。そのことから、奴隷は「誓約すること *spondere*」という動詞を用いておらず、問答契約の成立にとって問題はない、とも考えられる。しかしながら、今度は問答契約の問いの動詞と答えの動詞とが一致しないことになり、そのような問答契約が成立するか、という問題が生じる。以下の4つの可能性が考えられる。すなわち、プテオリではそこまで厳密に動詞の一致が要求されなかったか、または、実際には相手方が「誓約すること *spondere*」という動詞を用いて答えなかったか、または、奴隷が「誓約するか?」と問うたために、もしくは問いの動詞と答えの動詞とが一致しなかったために、その問答契約が訴訟において無効と判断されたか、または、奴隷もまた実際には「誓約するか?」と問うたが、最終的にその効果が帰属する主人がローマ市民であるのだから、その法的行為は有効であると解されたか、である。

スルピキウス家文書には、上述のとおり、問答契約で貸付金返還債務の履行を約束する事例が見られる。しかし、TPSulp. 78 では問答契約の締結を示す文言は見られない。したがって、TPSulp. 78 自体は問答契約が成立したことの証左とはならない。

それでは、*ναυλωτική* においては、問答契約が締結された、と述べられていたであろうか。一連の取引ではあるがいくつかの契約の時点が前後している場合、後続の契約において先行する契約に言及する例が見られる（例えば TPSulp. 45 および TPSulp. 52（いずれも 37 年 7 月 2 日）において TPSulp. 51（37 年 6 月 18 日）、TPSulp. 79（40 年 3 月 15 日）において TPSulp. 53（40 年 3 月 13 日）、TPSulp. 61（43 年 7 月 20 日）において TPSulp. 62（42 年 3 月 20 日）および TPSulp. 60（43 年 3 月 20 日））。それらにおいては、先行する契約の具体的な内容、例えばその契約が問答契約であったか、消費貸借契約であったか、というところまでは述べられない⁷⁶。

したがって、TPSulp. 78 で言及される *ναυλωτική* において、問答契約が締結された、と述べられていたことは否定することができず、述べられていないけれども実際には問答契約が締結された、という

⁷⁶ Ankum（註 6）166 は、TPSulp. 78 でメネラーオスが言及している *ναυλωτική* が、水上運送契約に付随した消費貸借契約である（すなわち、メネラーオスがプリムスの主人セウェールスのために何らかの商品を輸送し、同時に 1000 を消費貸借として受領した）、との可能性はない、もしそうであったならば、水上運送契約に付随した消費貸借契約であることが、TPSulp. 78 に書かれなければならなかったはずである、と論じるが、3.3.1.で後述するように、直ちに首肯することはできない。

ことを否定することもできない。そうであれば、TPSulp. 78 において、問答契約の締結によって金銭の授受なくしてその返還債務が生じた可能性はある。その意味で、問答契約締結による「仮装の消費貸借」という理論に基づき得る Gofas、Thür、Jones の説をこの観点から排除することはできない。

次に、問答契約の締結によらず、無方式で、金銭の授受なくしてその返還債務が生じた可能性を検討する。上述のとおり、一般にはこの可能性は否定されている⁷⁷。また、上述の TPSulp. 60-63 の事例は、金銭の授受が実際にあったことを前提としている、とも解し得る。しかしながら、それらの事例においても、実際には金銭の授受がなかったにもかかわらず、その返還債務を負うことが無方式で約束された、との可能性を否定することはできない。そうであれば、TPSulp. 78 において、問答契約の締結によらず、無方式で、金銭の授受なくしてその返還債務が生じた可能性はある。その意味で、無方式の「仮装の消費貸借」という理論に基づき得る Gofas、Jones の説をこの観点から排除することもできない。

3.2.3. ケレルによるメネラーオスの債務の保証は法的に有効であり得たか？

ガイウス『法学提要』によれば、問答契約によって締結される保証としては、誓約、信約、信命の3種類が存在したが、前二者と信命とは多くの点で異なっていた⁷⁸。前提として、誓約人と信約人

⁷⁷ 註 74 対応本文。

⁷⁸ Gai Inst. 3.115: Pro eo quoque, qui promittit, solent alii obligari, quorum alios sponsores, alios fidepromissores, alios fideiussores appellamus.

とが保証を引き受けることができるのは、主債務が言語による債務、特に問答契約債務である場合のみであった⁷⁹。また、「誓約すること

ガイウス、法学提要 3 卷 115 節：諸約者のために、第三者が債務を負担することも慣例である。我々は、この第三者のうちある者を誓約人、ある者を信約人、ある者を信命人と呼んでいる。

Gai Inst. 3.116: Sponsor ita interrogatur: IDEM DARI SPONDES? fidepromissor ita: IDEM FIDEPROMITTIS? fideiussor ita: IDEM FIDE TVA ESSE IVBES? uidebimus de his autem, quo nomine possint proprie adpellari, qui ita interrogantur: IDEM DABIS? IDEM PROMITTIS? IDEM FACIES?

ガイウス、法学提要 3 卷 116 節：誓約人は「君は同じものを与えることを誓約するか」、信約人は「君は同じもの〔を与えること〕を信義によって約束するか」、信命人は「君は同じものが君の信義によって存在することを命じるか」と問われる。ところで、「君は同じものを与えるか」「君は同じことを約束するか」「君は同じことを為すか」と問われる人々が、本来はどのような名称で呼ばれるのかを見ることにしよう。

Gai Inst. 3.118: Sponsoris uero et fidepromissoris similis condicio est, fideiussoris ualde dissimilis.

ガイウス、法学提要 3 卷 118 節：誓約人と信約人の地位は同様のものであるが、信命人の地位は大いに異なる。

⁷⁹ Gai Inst. 3.119: Nam illi quidem nullis obligationibus accedere possunt nisi uerborum (quamuis interdum ipse, qui promiserit, non fuerit obligatus, uelut si mulier aut pupillus sine tutoris auctoritate aut quilibet post mortem suam dari promiserit). at illud quaeritur, si seruus aut peregrinus spoponderit, an pro eo sponsor aut fidepromissor obligetur.

ガイウス、法学提要 3 卷 119 節：すなわち、誓約人と信約人は「主たる債務が」言語によるのでなければ債務を引き受けることはできない。もっとも、時に、諸約者自身が債務を負担しない場合がある、例

spondere」という動詞を用いることで誓約人となることができるのは、ローマ市民のみであった。これに対して、信命人はあらゆる債務に付加することができた⁸⁰。

スルピキウス家文書には、外国人である後見人が、やはり外国人である債務者のために、債権者に対して信命保証した事案がある（TPSulp. 60、TPSulp. 61、TPSulp. 62）⁸¹。ローマ人が外国人である債務者のために債権者に対して信命保証することには問題がなか

えば女性または未成熟者が後見人の助成なしで与えることを諾約したり、ある者が自分の死後に与えることを諾約したりするような場合である。けれども、奴隷または外人が誓約した場合、その者のために誓約人または信約人が債務を負担するのかどうか問題になる。

⁸⁰ Gai Inst. 3.119a: Fideiussor uero omnibus obligationibus, id est siue re siue uerbis siue litteris siue consensu contractae fuerint obligationes, adici potest. at ne illud quidem interest, utrum ciuilis an naturalis obligatio sit, cui adiciatur; adeo quidem, ut pro seruo quoque obligetur, siue extraneus sit, qui a seruo fideiussorem accipiat, siue ipse dominus in id, quod sibi debeatur.

ガーイウス、法学提要3巻119a節：これに対して、信命人は、あらゆる債務に、すなわち債権債務関係が、あるいは物により、あるいは言語により、あるいは文書により、あるいは合意により締結されるのであれ、これに付加することができる。さらに、債務が市民法上のものであるか、自然法上のものであるかはまったく関係がない。したがって、実際に、奴隷から信命人〔の設定〕を受ける者が第三者である場合や、主人自身である場合にも、奴隷が負っているものについて、信命人は奴隷のために債務を負担するほどである。

⁸¹ 彼らの出身地は、メーロス、アテナイ（TPSulp. 60、TPSulp. 61、TPSulp. 62）、ケラモス（TPSulp. 78）と、いずれも東地中海世界である。

った、と解される⁸²。また、その他の事案も含め、(TPSulp. 54、TPSulp. 57、TPSulp. 64、TPSulp. 78、TPSulp. 99) スルピキウス家文書において見られる保証の事案では、すべて信命保証が為されている。

「ローマ法」によれば彼の保証は無効であった、と主張する Wolf が根拠として挙げるのは、*eum sua fide iubere* という現在形は、*ἐγγυῶμαι* に対応しており、TPSulp.78 のラテン語の部分はギリシャの手本に従っている、という点である⁸³。しかし、同様の表現は他の文書にも見られ⁸⁴、それらすべてがギリシャ法の下でのみ保証として効力を有する、とは言い難い。仮にこの文言がギリシャ由来で

⁸² 共和政期にはローマ人の政治的有力者が属州民あるいは属州都市とクリエンテーラ関係を結び、前者が後者のために種々の便宜を図っていたことが知られているが、TPSulp. 78 において信命保証人ケレルが外国人メネラーオスのためにその債務につき信命保証したのが、前者と後者あるいは後者の出身地とのクリエンテーラ関係に基づくものであったのか、それとも単なる取引上の人的関係に基づくものであったのかは定かでない。

⁸³ Wolf (2002) (註 4) 181 は、TPSulp. 78 のギリシャ語部分にある *κατηιστάαι ἐγγυον εἰς ἔκτισιν* という表現は、古ギリシャ法以来用いられてきた表現であり、ローマの文書はこの表現を知らない、とも述べている。

⁸⁴ ギリシャ系の外国人が登場する TPSulp. 60 (*fide sua esse ius[sit]*) , TPSulp. 61 (*fide sua esse iussit*) を除いても、TPSulp. 48 (*fideve sua esse iussisset*) , TPSulp. 54 (*fide et periculo||meo esse iussi/ nulli ali fide mea esse [i]ussisse*) , TPSulp. 57 (*fide et periculo meo esse ius[si]*) , TPSulp. 64 (*fide sua esse iussit*) , TPSulp. 99 (*fide sua esse iu[ssit]*) .

あるとしても、ローマにおける信命保証 *fideiussio* を表現したものと解することは可能であり、Wolf の説には首肯できない。

なお、保証の対象となる主債務が判明しているのは、TPSulp. 54、TPSulp. 57、TPSulp. 78 であり、TPSulp. 78 が水上運送保険の保険金支払い債務でなく、金銭消費貸借から生じる貸金返還債務であるとすれば、いずれも消費貸借に基づく金銭債務であることになる。

信命保証はあらゆる主債務を保証することができるから、メネラーオスとプリムスとの間に締結されたのが問答契約だったのか、要物契約としての消費貸借契約だったのか、はこのことから決定できない。

3.2.4. 検討結果

以上の検討から、第 1 に、メネラーオスとプリムスとの間に金銭消費貸借は成立し得たこと、第 2 に、メネラーオスとプリムスとの間で金銭の授受なくしてその返還債務が生じ得たこと、第 3 に、ケレルによるメネラーオスの債務の保証は法的に有効であり得たこと、が明らかとなった。したがって、「ローマ法」上ケレルの保証は無効であった、とする Wolf の説を除いて、いずれの研究者の説も完全に否定することはできない、ということができる。

3.3. 2つの仮説

そうすると、次に本稿が目指すべきは、上述の研究者の諸説に加えて、特に *ναυλωτική* の内容にかんして、他の *ναυλωτική* との対比から、新たな説を付け加えることができるか、を検討することである。本稿では以下の 2 つの仮説を提示する。予め断っておくが、この仮説は決して他の諸説を排除するものではない。

3.3.1. 第1の仮説

1. ναυλωτική すなわち水上運送契約を前提として、メネラーオスとプリムスとの間に 1000 デナリウスの金銭消費貸借契約が成立した。
2. 当該金銭消費貸借は「仮装の消費貸借」ではなく、実際に金銭が引き渡された。
3. 当該金銭消費貸借は、この ναυλωτική に定められた水上運送に要する費用の、融資であった。
4. 当該水上運送が成功裏に終わってもなお、当該金銭消費貸借に基づき、プリムスはメネラーオスに対して 1000 デナリウスの返還を請求するコンディクティオを有した。

この第1の仮説を採用した場合、他の研究者の諸説との相違点は以下のとおりである。

1000 デナリウスは金銭消費貸借の目的物ではなく、水上運送契約の目的物としての貨物であった、との Wolf の見解とは異なる⁸⁵。1000 デナリウスの金銭消費貸借は問答契約を利用した「仮装の消費貸借」であった、との Gofas、Thür、Jones の見解とは異なる⁸⁶。この ναυλωτική は海上冒険貸借であり、当該海上運送が成功した場合

⁸⁵ Wolf (2002) (註 4) 184 は、金銭消費貸借との仮説を、史料上に類例がない以上 *Spekulation* に過ぎないと批判する。

⁸⁶ Gofas および Thür の見解は、消費貸借を仮装たらしめる問答契約の締結を前提とするが、上述の検討の結果、問答契約が締結された可能性はもちろん、締結されなかった可能性も排除することができない。

合にのみ、金銭を返還する債務が発生することになっていた、とする Ankum の見解とも異なる⁸⁷。水上運送契約の報酬が前払いされ、当該水上運送が失敗に終わった場合にのみ、報酬を返還する債務が、消費貸借に基づく債務として、発生することになっていた、とする Jakab の見解とも異なる。

この仮説の根拠は、Wolf⁸⁸も自説の根拠として挙げた P. Cair. Zen. II 59265⁸⁹である。そこでは、前 252 あるいは 251 年に、アフロディトポリスの庭師ネクトシリスがゼノンから銀 15 を消費貸借として受け取ったことが次のように述べられている、「私は言明する、ゼノンから消費貸借として銀 15 を受け取った ἀπέχειν、その消費貸借は、文書管理官ネストスに預けられた契約書に署名入りで記された、と、そして、それに基づいて彼はその半分の返還することになる ἀποδώσει」。

このパピルスは、Wolf も認めているように、「受け取った ἀπέχειν」「返還することになる ἀποδώσει」という表現を用いている点で、TPSulp. 78 と類似している。もっとも Wolf は、TPSulp. 78 においては、目的地への運送と引渡しとが義務付けられた貨物としての金銭

⁸⁷ Jakab（本稿註 50 対応本文）が述べるように、1000 デナリウスは海上冒険貸借における貸付額としては少額であり、その可能性は低い。

⁸⁸ Wolf (2002)（註 4）179-180.

⁸⁹ P. Cair. Zen. II 59265: (ἔτους) λδ, Φαμενῶφι ι. ὁμολογεῖ||Νεκτοσι̅ρις Θ̅α ιος̅ ἐκ τοῦ Ἀφροδιτοπολίτου' ||Μεμφίτου|| κηπουρὸς ἀπέχειν παρὰ Ζήνωνος τοῦ||Ἀγρεοφῶντος Καννίου τῶν περὶ Ἀπολλώνιον||τὸν διοικητὴν τὸ δάνειον τὸ ἐν τῇ συγ-||γραφῇ γεγραμμένον τῇ κειμένῃ||παρὰ συγγραφοφύλακι Νέστῳ ἀργυρίου||ιε̅ ἐφ' ὧι ἀποδώσει τὸ μὲν ἥμισυ ἐν τῷ

の受領および返還を表す語として、ἀπέχειν と ἀποδιδόναι とが用いられていたことを論証するために、ἀπέχειν は返還することを義務付けられた金銭の受領について、ἀποδιδόναι はそのように義務付けられた金銭の返還について、金銭消費貸借に限られず、様々な場面で用いられることを指摘する⁹⁰。Wolf のそのような説明もあり得ようが、P. Cair. Zen. II 59265 じたいは金銭消費貸借の事案であり、それと同様に、メネラーオスがプリムスから金銭を借り受けたから、TPSulp. 78 では ἀπέχειν と ἀποδιδόναι とが用いられていた、と説明することも依然として可能である。

この仮説に対しては、この 1000 デナリウスの金銭消費貸借の目的が、水上運送に要する費用の融資であった、という事実を直接的に示す史料は現存するのか、という疑問が予想される。TPSulp. 78 には、「ναυλωτική に基づいて」金銭を受領し、「ναυλωτική に従って」金銭を返還することになる、とあるのみで、その目的は不明であるが、当該 ναυλωτική の契約書にはそのことが記されていた可能性は、これらの文言からも推察される。しかし、当該 ναυλωτική の契約書そのものは伝えられていない。また、管見の限り、水上運送契約の記述の中で、あるいはその記述に続いて、当該水上運送に要する費用の融資について定めた史料は、当時のパピルス史料には見当たらず

⁹⁰ ἀποδιδόναι については、夫が婚姻解消後に負う、妻にフェルナの価値を賠償する義務をも表わすと、ἀπέχειν については、妻が返還されたフェルナを受領したこと、賃貸人が支払われた賃料を受領したこと、消費貸借の債権者が返済された金銭を受領したこと、売買契約の売主が代金を受領したことをも表すとする。

ない⁹¹。もっとも、当該 ναυλωτική の契約書にそのことが記されていた可能性を排除することもできない。

他方でこの仮説は、TPSulp. 54, 56, 57 が示すように、スルピキウス家文書においては消費貸借契約と保証契約とが 1 つの記録に併せて記されることがあった、という事実と整合的である。そして、この事実は、ναυλωτική の契約書と TPSulp. 78 の契約書とが別であることも矛盾しない。すなわち、Ankum が推測しているように⁹²、保証人が水上運送契約の締結に立ち会うことができなかった、というよりは、そもそも、ναυλωτική の契約書は水上運送契約について定めたものとして、TPSulp. 78 はメネラーオスの金銭消費貸借契約とケレルの保証契約とを定めたものとして、それぞれ完結させる意図で作成された、と考えることが可能である。つまり、スルピキウス家だけでなく、当時のプテオリの取引慣行として、消費貸借契約と保証契約とが 1 つの記録に併せて記された、ということである。そのような慣行の背景には、こちらは Ankum が考えるように⁹³、ケレルがメネラーオスに求償するためには、メネラーオスが金銭債務につきケレルを保証人としたことを証明することが必要不可欠であった、という事情が存在したであろう。

3.3.2. 第 2 の仮説

1. プリムスとメネラーオスとの間で締結された ναυλωτική すなわ

⁹¹ 註 27 で紹介した ναυλωτική を参照。

⁹² 註 45 対応本文。

⁹³ 註 46 対応本文。

ち運送契約において、メネラーオスが運送債務の履行に失敗した場合、プリムスに対して、すでに支払われた運送報酬 1000 デナリウスを返還することが約束された。

2. 当該債務不履行の場合、この契約に基づき、プリムスはメネラーオスに対して 1000 デナリウスの返還を請求する *locatio conductio* に基づく訴権あるいは不当利得に基づくコンディクティオを有した。

この第 2 の仮説を採用した場合、他の研究者の諸説との相違点は、Jakab との相違点以外は、上記と同様である。Jakab の見解とは類似しているが、報酬を返還する債務が、消費貸借ではなく、*locatio conductio* あるいは不当利得に基づいて発生する点では異なっている。

この仮説の根拠は、P. Col. X 255⁹⁴である。そこでは、後 131 年に、テアデルフィア村の家畜管理人ヘロンが前の市場監督官クラウドイウス・アピオンに肥やし等を運送すること、そして、運送が失敗に終わった場合には運送報酬の 2 倍額をアピオンに支払うことを約束したことが、次のように述べられている、「私は言明する、私

⁹⁴ P. Col. X 255: Κλαυδίῳ Ἀπίωνι τῶν ἡγορανομηκό-||των Ἀλεξανδρείας διὰ Φιλοδеспό-||του φροντιστοῦ Ἦρων Ἑρμᾶ||κτηνοτρόφος κώμης Θεαδελφείας·||ὁμολογῶι ἡργολαβηκέναι τὴν κο-||πρηγίαν καὶ ἀμμηγίαν τοῦ ὑπάρχον-||τος τοῖς υἱοῖς σου περὶ τὴν κώμην ἀμ-||πελώνος Σπαρτιανοῦ λεγομένου||ἀπὸ τοῦ εἰσιόντ[ο]ς ἑκκεδεκάτου (ἔτους)||Ἀδριανοῦ Καίσαρος τοῦ κυρίου ἐπὶ τῷ||λαμβάνιν με παρὰ σοῦ εἰς λόγον||ναύλου ἐπὶ μὲν τῆς κ[ο]πρηγίας — ||ἐκάστου ὄνου ὀβολοὺς ὀκτώιφορῶν||{φορῶ(ν)} ἕξ, ἐπὶ δὲ τῆς ἀμμηγίας — ||ὁμοίως ἐκάστου ὄνου φορῶν ὁκ-||τωῖ ὀβολοὺς ὀκτῶ. ἐὰν δὲ κολάσω-||μαι τὸ κοπρη[γε]ῖν, ἀποδώσω σοι τὰ ναῦ-||λα διπλᾶ· [ἐ]ὰν δὲ καὶ σοί με κολάσῃ, ||ἀπολήμψ[ο]μαι τὰ ναῦλα διὰ τὸ||έπιε ... σ[υ]μφώνους γεγονέναι. ||Ἦρων [ὡς ἐτῶν] ν οὐλ(ῆ) μετώφω. ||(ἔτους) ιε Ἀ[ὐ]τ[ο]κράτο[ρος] Καίσαρο[ς] Τραιανοῦ||Ἀδριαν[ο]ῦ Σεβαστοῦ, Παχ(ών) ιε.

が肥やしと *sebekh* を村の近くの、スパルティアヌスの資産として知られている、君の息子に属する葡萄農場へと運ぶことを約束したことを、〔その契約は〕ハドリアヌス帝の治世第 16 年の開始と共に始まる、以下のことを条件として、すなわち、私は君〔アピオン〕から運送報酬 *ναύλου* として、ロバー頭が肥やしを運んで 6 往復するごとに 8 オボルを、同様に、ロバー頭が *sebekh* を運んで 8 往復するごとに 8 オボルを受け取ることを。そして、もし私が肥やしを運ぶのに失敗したならば、私は君に運送報酬の 2 倍を支払うであろう *ἀποδώσω*。しかし、もし君が、私に仕事がない事態を引き起こしたならば、私は我々が〔適切に?〕合意した運送報酬を受け取ることになる。」

このパピルスは、TPSulp. 78 にも見られる「支払う *ἀποδώσω*」という表現を用いている。*ναυλωτική* という文言は見られないが、「運送報酬 *ναύλου*」という文言から、「運送契約」であることは明らかである。このパピルスでは、ヘロンが運送に失敗した場合にアピオンに支払うのが、約定の運送報酬と同額ではなく、その 2 倍額とされているが、賠償額の設定は両当事者次第であって、必ず 2 倍額でなければならなかった、とは言えない。それゆえ、TPSulp. 78 で言及される *ναυλωτική* の契約書本体では、前払いされた運送報酬と同額を「支払う *ἀποδώσω*」こと、すなわち運送報酬の返還が約束された、と推測することは可能である。従来の学説では、「支払う *ἀποδώσω*」は運送目的物の返還あるいは金銭消費貸借の目的物の返還を意味する、と解されてきたが、このパピルス史料のように、運送報酬の返還を意味することもある。

この仮説が TPSulp. 78 と整合的でないのは、この運送契約が船舶

を利用した水上運送契約でないことである。もっとも、それがこの仮説の弱点となるのは、すべての *ναυλωτική* は水上運送契約である、という従来の理解を前提とした場合である。この従来の理解に対しては、以下の2通りの反論が可能である。第1に、なるほど「運送報酬 *ναύλου*」という用語が用いられているパピルス史料のほとんどは水上運送契約である。しかし、ロバで肥やしと *sebekh* を村の近くの葡萄農場へと運ぶ、というこの事例のように、*ναυλωτική* には陸上運送契約も含まれたとの可能性は排除できない。そうであれば、運送契約一般としての *ναυλωτική* において、「支払う *ἀποδώσω*」は運送報酬の返還を意味し得るのであって、このパピルス史料における「支払う *ἀποδώσω*」の用法が、TPSulp. 78 で言及される *ναυλωτική* および TPSulp. 78 にも当てはまる、との推測は可能である。第2に、第1の反論を踏まえて、そもそも TPSulp. 78 で言及される *ναυλωτική* が水上運送契約である、というのは推測である。すなわち、メネラーオスが船乗りであるとは一言も伝えられておらず、彼がケラモス出身であること、*ναυλωτική* 基づく取引が為されていること、この記録が作成されたのが海港都市プテオリであることから、そのように推測されているに過ぎない。もし TPSulp. 78 で言及される *ναυλωτική* が陸上運送契約であったならば、このパピルスと同様に、「支払う *ἀποδώσω*」は運送報酬の返還を意味し得た、とすることができる。

この仮説によれば、*ναυλωτική* すなわち運送契約自体において、運送債務の履行に失敗した場合に運送報酬を返還することが約束されていた、とすることができる。そのことは、*ναυλωτική* の契約

書と TPSulp. 78 の契約書とが別であること、そして、TPSulp. 78 において金銭の返還と保証とが 1 つの記録に併せて記されていること、を同時に説明することを可能にする。すなわち、ναυλωτική の契約書は運送契約と運送報酬の返還を定めたものとして、TPSulp. 78 はケレルによる保証契約のみを定めたものとして、それぞれ完結している、と考えることができる。

ναυλωτική の契約書と TPSulp. 78 の契約書とが別である理由は、Ankum が推測しているように⁹⁵、保証人が運送契約の締結に立ち会うことができなかった、とも考えられるが、保証人を立てることが多い金銭消費貸借契約と異なるこの運送契約においては、運送人の経済状況の悪化により、後から保証人を立てる必要性を荷主が感じた、とも考えられよう。そして、TPSulp. 78 のギリシャ語部分は、こちらは Ankum の見解を参考に⁹⁶、ケレルがメネラーオスに求償するためには、メネラーオスが ναυλωτική において定められた金銭債務につきケレルを保証人としたことを証明することが必要不可欠であったので、ναυλωτική の一部を保証契約の記述の前に再現したものである、と説明することができよう。

さらに付け加えるならば、プリムスがケレルに保証債務の履行を求めるには、TPSulp. 78 で十分であって、それでなくてもプリムスは ναυλωτική の契約書を手にしていたに違いないから、ναυλωτική の契約書の内容を TPSulp. 78 において詳述する必要はなかった、と

⁹⁵ 註 45 対応本文。

⁹⁶ 註 46 対応本文。

考えられる⁹⁷。この点、3.3.1.で述べたように、消費貸借契約と保証契約とが 1 つの記録に併せて記される例がスルピキウス家文書に見られることとの関係が問題となるが、これについては、債務者が同時に、異なる当事者との、あるいは同一の当事者間で複数回の、取引を行うこともある金銭消費貸借契約⁹⁸においては、保証契約の対象となる債務がいかなる消費貸借契約から生じたのかを明示すべき場合もあるのに対して、同一の当事者間で一回ごとに成立する ναυλωτική においては事情を異にする、との説明が可能である。

以上のことから、どちらの仮説も従来の学説と異なる TPSulp. 78 の新たな解釈であり、その解釈はスルピキウス家文書の他の記録ならびに他の ναυλωτική の記録とも矛盾しない、とすることができる。いずれの仮説にも共通するのが、TPSulp. 78 は、ケレルがメネラーオスに求償するために証明する必要がある事実、すなわちメネラー

⁹⁷ ケレルは、プリムスに保証債務を履行したならば、プリムスから ναυλωτική の契約書を譲り受けて、メネラーオスに対する求償の際に法廷で証拠として提示した、もしくは提示することを求められたであろう。そのためにケレルは、TPSulp. 78 と共に ναυλωτική の契約書もまとめて保管していたであろう。

⁹⁸ TPSulp. 60-62 では債務者エウプリアが債権者ティティニアおよび債権者スルピキウス・キンナムスとそれぞれ、また債権者スルピキウス・キンナムスとは 1 年 4 箇月において 2 度の、金銭消費貸借契約を締結していると、TPSulp. 51 と TPSulp. 52 では債務者エウヌスが債権者エウエヌスと 2 週間において 2 度の金銭消費貸借契約を締結していると解される。

オスが金銭債務につきケレルを保証人としたことの記録として作成された、ということである。

3.4. 仮説に基づく考察

ここまでの検討で明らかなように、TPSulp. 78 に記録されている一連の取引にスルピキウス家が関与したことを示す痕跡は、この取引が TPSulp. 78 に記録されているとの事実を除いては、まったく存在しない。したがって、最後に本稿が論じるべきは、スルピキウス家文書にこの記録がいまある形で存在する理由についてである。問題としては、第 1 に、スルピキウス家がこの取引に関与したとすると、それはどのような仕方であったのか、第 2 に、作成日が 38 年 4 月 11 日とされるこの記録は、ヴェスヴィオ火山の噴火まで 40 年余もの長期にわたり保管され続けたことになるが、それはなぜか、第 3 に、それにもかかわらず、*ναυλωτική* そのものが伝えられていないのはなぜか、である。

3.4.1. スルピキウス家はどのような仕方での取引に関与したのか

この問題について Ankum は以下の 4 つの可能性を挙げて検討する⁹⁹。

第 1 に、保証人ケレルが、セウールスから保証債務の履行を請求された際に、この証書の交付と引き換えに、スルピキウス家に債務額の支払いを依頼した。Ankum は、証書でなく、ケレルが依頼の手紙を出せば十分である、とこの可能性を否定する。

⁹⁹ Ankum (註 6) 169-170.

第2に、ギリシャ法ではこの種の証書はしばしば第三者によって保管された。Ankumによれば、この取引でもその可能性はあり得た。

第3に、セウェールスは、スルピキウス家を *procurator in rem suam* にすることで、スルピキウス家に、ケレルに対する「債権を譲渡」した。Ankumは、この可能性はメネラーオスが債務を履行できないことが確実になった場合に限られる、とする。

第4に、メネラーオスが、航海から戻った後、債務を履行できなかったので、セウェールスがケレルに請求し、ケレルはスルピキウス家に支払いを依頼した。スルピキウス家がセウェールスに支払った後、支払いの証拠としてセウェールスから証書入手した。Ankumはこの説明が正しいと述べる¹⁰⁰。

本稿は、いずれの可能性も否定するものではないが、特に史料上の根拠を示すことがない Ankum 説とは異なり、スルピキウス家文書の記録に基づいて、これらとは別の可能性を示したい。

TPSulp. 67 では、38 年 8 月 29 日に、債務者エウヌスが、債権者ヘスクスに負っている 1130 セステルティウスを、ヘスクスあるいはガーイウス・スルピキウス・ファウストゥスがその返還を請求した時点で、両者のいずれかに返還することを、問答契約でヘスクスに誓約したことを伝えている。この契約は、TPSulp. 45, 51, 52 が伝える、およそ 1 年前の 37 年 6 月 18 日から 7 月 2 日にかけてエウヌスとヘスクスとの間で締結された金銭消費貸借契約と関連している、と推測することができるが、その取引自体にはスルピキウス・

¹⁰⁰ Camodeca (註 1) 180 も同旨。

ファウストゥスの名前は現れない¹⁰¹。すなわち、スルピキウス・ファウストゥスは途中からエウヌスとヘスクスとの取引に関与し、弁済受領権限ならびに支払請求権限を与えられた、と考えることができる¹⁰²。TPSulp. 78 でも、その作成後、スルピキウス家はケレルによる保証債務弁済の受領者として、この取引に途中から関与した、との推測が可能である。

3.4.2. なぜこの記録が長期間保管され続けたのか

スルピキウス家文書に残る記録がなぜ残されたのか、文書自体からもその他の史料からも明らかにすることはできず、研究者たちの見解も憶測の域を出ない¹⁰³。特に理由はなかった可能性さえ否定できない。先行研究から想定し得る 1 つの可能性は、Wolf の主張するように、この記録は証書としては法的に無効であり¹⁰⁴、その失敗を後代に伝えるために反面教師として残されていた、というものである。

そうだとすると、この記録と同程度あるいはそれよりも長期間保管されていた記録もあるが、それらも同様の趣旨で保存されていたのであろうか。例えば上述の TPSulp. 51 (37 年 6 月 18 日作成) TPSulp. 45 および TPSulp. 52 (同年 7 月 2 日作成)、そして TPSulp.

¹⁰¹ もっとも、TPSulp. 51 の証人欄にはスルピキウス・ファウストゥスの名前が見られる。

¹⁰² 以上の事例の詳細については、拙稿（註 3）83-91 頁を参照。

¹⁰³ Camodeca（註 1）18-20; Wolf（註 2）23-24.

¹⁰⁴ 例えば、本稿註 83 対応本文を参照。

50 (35 年 11 月 9 日作成) がある。前者については、扱われている取引が、法的には無効であったにもかかわらず、その後数年間 (TPSulp. 67 (38 年 8 月 29 日作成)、TPSulp. 68 (39 年 9 月 15 日作成)) にわたって続けられた可能性は低い。後者については、TPSulp. 50 の取引が無効であったとするならば、ほぼ同内容の TPSulp. 53 も保存する必要はない。したがって、TPSulp. 45, 51, 52 や TPSulp. 50 が反面教師として保存されていたとは言い難い。

Tpsulp. 78 についても、ケレルによる保証の部分、すなわち外国人の債務者が負う債務の保証としては、TPSulp. 60 (43 年 3 月 20 日作成), TPSulp. 61 (43 年 7 月 20 日作成), TPSulp. 62 (42 年 7 月 20 日) があり、これらが成功例にせよ、失敗例にせよ、もはや TPSulp. 78 を保存しておく理由はない。したがって、TPSulp. 78 が反面教師として保存されていたとも言い難い。

それゆえ、この記録が反面教師として保存されていた可能性は低い。それでも、TPSulp. 78 が何らかの意図をもって長期間保存され続けた理由を敢えて挙げるとするならば、例えば、この取引が有効であり、かつ、スルピキウス家文書に見られる取引に限って言えば、外国人が関係する珍しい取引であったために、成功例として残された、と考えることも可能であろう¹⁰⁵。

¹⁰⁵ この推測は、ναυλωτική という取引が都市プテオリ一般において珍しい取引であったとか、外国人がその取引に関与することが珍しかった、ということまでを含意するものではない。

3.4.3. なぜ ναυλωτική そのものは伝えられていないのか

3.4.2.で示したように、TPSulp. 78 が長期にわたり保存され続けた理由が、成功した取引として珍しかったから、と考えるならば、TPSulp. 78 に見える ναυλωτικήこそ、少なくともスルピキウス家文書の中では、珍しい契約であって、ναυλωτική そのものも共に伝えられてしかるべきではないか、との疑問が浮かぶことは確かである。

この疑問に答えるには、3.4.1.で示した仮説、すなわちスルピキウス家がこの取引に関与したのは、あくまでケレルによる保証債務弁済の受領者としてであった、という可能性に注目すべきである。スルピキウス家にとっては、ケレルがプリムスに保証債務を負っていること、および、その保証はメネラーオスの主債務の保証であること、が記録された書面を保持することが重要であった。なぜなら、スルピキウス家がケレルから保証債務の弁済を受領した後、ケレルが当該弁済には原因がなかったとして不当利得の返還を求めた場合に、スルピキウス家が当該弁済には保証という原因があったと反論するための証拠として、その書面が有用であった、と考えられるからである。これに対して、メネラーオスの主債務の背景事情でしかない ναυλωτική そのものは、スルピキウス家による上記の反論の証拠としての意味を有しなかったので、TPSulp. 78 と共に伝えられることはなかった、と推測することができる。

4. おわりに

本稿では、TPSulp. 78 を概観した上で、研究者たちの先行研究と議論とを吟味した。先行研究は、メネラーオスが言及する ναυλωτική を水上運送契約とする見解と、海上冒険貸借とする見解とに大別さ

れる。そして、前者の見解を採用する研究は、金銭消費貸借が仮装であるとする見解と、実際に金銭が貸与されたとする見解とに分かれる。そして、いずれの研究も、ναυλωτική とは何か、という問いから議論を組み立てているが、その内容が伝えられていない以上、その議論の足場は弱いことを指摘した。その上で、TPSulp. 78 が我々に伝えていることを、TPSulp の他の文書の内容と整合的に説明することができるのか、そして、これによって得られた帰結が研究者たちの理解と相容れないのかどうか、を検討した結果、「ローマ法」上ケレルの保証は無効であった、とする Wolf の説を除いて、いずれの研究者の説も完全に否定することはできない、ということが明らかとなった。

次いで、この記録の理解についての新たな仮説を 2 つ提示した。第 1 の仮説は、ναυλωτική すなわち水上運送契約に付随して、メネラーオスとプリムスとの間に 1000 デナリウスの金銭消費貸借契約が成立し、水上運送に要する費用の融資として、実際に金銭が引き渡された、とするものである。この仮説によれば、当該水上運送が成功裏に終わってもなお、当該金銭消費貸借に基づき、プリムスはメネラーオスに対して 1000 デナリウスの返還を請求するコンディクティオを有した。第 2 の仮説は、ναυλωτική すなわち水上運送契約において、メネラーオスが運送債務の履行に失敗した場合、プリムスに対して、すでに支払われた運送報酬 1000 デナリウスを返還することが約束された、とするものである。この仮説によれば、当該債務不履行の場合、この契約に基づき、プリムスはメネラーオスに対して 1000 デナリウスの返還を請求する locatio conductio に基づく訴権あるいは不当利得に基づくコンディクティオを有した。

第 1 の仮説は、1000 デナリウスの金銭消費貸借契約が水上運送に要する費用の融資であった可能性を提起した点で、第 2 の仮説は、*ναυλωτική* が水上運送契約のみならず、陸上運送契約をも包含した可能性、そして、TPSulp. 78 自体が陸上運送契約の記録であった可能性を提起した点で、従来の学説とは異なる新たな解釈である。そして、どちらの仮説も、運送契約と金銭消費貸借契約とが別の契約書に記載されているのはなぜか、という疑問と、TPSulp. 78 において消費貸借契約と保証契約とが 1 つの記録に併せて記されているのはなぜか、という疑問とを、スルピキウス家文書の他の記録ならびに他の *ναυλωτική* の記録と整合的に説明することが可能である。いずれの仮説にも共通するのが、TPSulp. 78 は、ケレルがメネラーオスに求償するために証明する必要がある事実、すなわちメネラーオスが金銭債務につきケレルを保証人としたことの記録であった、ということである。

さらに、2 つの仮説を踏まえて、この記録がスルピキウス家文書に採録されている理由を検討した。スルピキウス家がこの取引に関与した仕方には様々な可能性が存在するが、本稿では、スルピキウス家はケレルによる保証債務弁済の受領者として、この取引に途中から関与した、との可能性を提起した。また、この記録が 40 年余にわたる長期間保管され続けた理由として、この取引が有効であり、かつ外国人が関係する珍しい取引であったために、成功例として残された、との可能性を指摘した。さらに、この取引の前提である *ναυλωτική* そのものは、メネラーオスの主債務の背景事情でしかないため、スルピキウス家とケレルとの間に紛争が生じた際に有用な証拠としての意味を有しなかったので、TPSulp. 78 と共に伝えられ

ることはなかった、との推測を提示した。

以上のことから、本稿の目的である、TPSulp. 78 を中心としたスルピキウス家文書の記述から読み取ることができる当時のプテオリの取引実務の実像を示したい。

まずはやはり ναυλωτική である。管見の限りローマの法文史料にはまったく見られないが、ナイル川流域に関連するパピルス史料には数多く見られるこの名称が、TPSulp. 78 を通じて、その実態が水上運送契約なのか海上冒険貸借なのかはさておき、小アジア出身のギリシャ人の名前と共に、プテオリの取引実務に現れることは、プテオリと東方世界、特にエジプトのナイル川流域との関係を示している。また、TPSulp. 45, 46, 51, 52, 79 で言及される「アレクサンドリア産の小麦」が、ナイル川流域から水上運送によってアレクサンドリアに集積されていた¹⁰⁶ことは、メネラーオスをはじめとするギリシャ人が、エジプトからプテオリまでの穀物流通に関わっていた可能性も示唆する。

TPSulp. 78 で言及されている ναυλωτική そのものの内容は伝えられていないため、この取引の実態については推測の域を出ない。確実なのは、ギリシャ人メネラーオスが奴隷プリムスから受け取った金銭を返還すると約束したこと、その返還をケレルが保証したことがローマヌスの手によって書かれたこと、が TPSulp. 78 に記録されていることである。

第1に、スルピキウス家文書には取引当事者としてギリシャ系外

¹⁰⁶ Meyer-Termeer (註19) 3-7.

国人あるいはギリシャ系の名前を有する人物が登場する例が見られる¹⁰⁷。彼らが、マグナ・グラエキアの主要都市であったクーマエ、カプア、ネアポリスにほど近い、プテオリに多数存在したことは驚くことではない¹⁰⁸。むしろ、それにもかかわらずスルピキウス家文書においてギリシャ語で書かれた記録は他に1つ、しかも断片の形でしか存在しない¹⁰⁹ことの方が驚きである。このことは、プテオリの取引実務において、特段の理由がない限り、たとえギリシャ系外国人であったとしても、ラテン語で記録を作成するのが一般的であったことを示している。そうであるならば、Tpulp. 78 の前半部分がギリシャ語で書かれていることには、特段の理由があることになる。その理由とは、控えめに見ても、上述の第2の仮説で示したように、このギリシャ語部分に ναυλωτική すなわち水上運送契約の内容が再現されているからである、ということができ、さらに言えば、この ναυλωτική がエジプトからプテオリまでの穀物流通の一部を構成していたからである、との可能性もないとは言えない。

¹⁰⁷ 例えば、外国人である後見人が、やはり外国人である債務者のために、債権者に対して信命保証した事案（TPSulp. 60, 61, 62）である。特に TPSulp. 60 は、債権者もその名前から外国人と考えられる点で興味深い。

¹⁰⁸ Camodeca（註1）28-29の分析によれば、スルピキウス家文書に登場するコグノーメンのうち58.5パーセント、コグノーメンが知られている人物のうち51.8パーセントが、ギリシャ系である。

¹⁰⁹ TPSulp. 115 = TPN 107 である。Camodeca（註1）225-226; Wolf（註2）145-146.

第2に、スルピキウス家文書には取引当事者として奴隷がしばしば登場する¹¹⁰。その取引の法的効果の帰属先は主人であるが、実際には主人に代わって個別の取引を行い、あるいは事業全体に関与した奴隷が存在したことは疑いがない¹¹¹。確かに TPSulp. 78 においてプリムスが、セウエールスの事業にどこまで関与していたかは定かでない。しかし、少なく見積もっても、プリムスがセウエールスの指示の下で *ναυλωτική* に基づいて金銭を引き渡し、あるいは引き渡したことにして、返還されるその金銭を受領する役割を担ったことは確実である。さらに、大きく見積もるならば、プテオリにおいて、水上輸送の対象となる商品を主人に代わって商う立場で、荷主として、あるいは、主人の資金を運用する立場で、海上冒険貸借に投資する者として、メネラーオスとの間で *ναυλωτική* を締結した可能性もある。スルピキウス家も被解放自由人層に属していたとされ¹¹²、

¹¹⁰ 権利の取得については、奴隷が消費貸借物を受領する場合 (TPSulp. 48, 56)、奴隷が問答契約において要約する場合 (TPSulp. 48, 51, 52, 67, 68, 69)、義務の負担については、奴隷が問答契約において諾約する場合 (TPSulp. 48, 56)、奴隷が保証人となる場合 (TPSulp. 48)、権利を取得すると共に義務を負うことについては、賃約を締結した場合 (TPSulp. 45 では賃借人として、TPSulp. 46 では賃貸人として) がある。

¹¹¹ 中には皇帝の奴隷のように、複雑であったり高額であったりした取引に携わる者もいた。例えば、カリグラ帝の奴隷ヘスクスあるいはティベリウスの元奴隷エウエヌス (TPSulp. 45, 51, 52, 67, 68)、クラウディオウス帝の奴隷フォスフォルス・レピディアヌス (TPSulp. 69) がいる。

¹¹² Camodeca (註 1) 22-31; Wolf (註 2) 25-28.

奴隷と被解放自由人がプテオリの商業経済の一端を担っていたことが窺われる。

第3に、スルピキウス家文書では取引当事者本人に代わって別の人物が記録を作成する例がある¹¹³。その多くでは当事者と作成者との間に、上述のような、主人と奴隷あるいは被保護者と保護者という人的関係が存在している。両者の関係性が不明な例でも、いずれも当事者が文字を知らない者とされており、そうであれば記録の作成の必要が生じることと異なる見知らぬ相手に依頼するよりは、信用のおける同じ相手に依頼する方が望ましいと一般に考えられることから、両者の間に何らかの人的関係が存在していると推測することができる。したがって、TPSulp. 78でもケレルとローマヌスとの間には、詳細はまったく不明ではあるが、人的関係があったと考えられる。

第4に、スルピキウス家文書には多数の取引記録が含まれている。証書は短期的には、取引の事実を当事者間で、あるいは、紛争となれば最終的には法廷で、証明するために用いられたと考えられる。

¹¹³ Camodeca (註1) 40によれば、testationesは職業筆記者によって作成されたが、chirographumの方はその当事者の自筆であることが多かった。例外はTPSulp. 78を含め6つであり、そのうち3つ(TPSulp. 45, TPSulp. 46, TPSulp. 58)は当事者の奴隷が主人(TPSulp. 46では文字を知らない者とされる)の命で作成している。1つ(TPSulp. 82)は当事者の保護者が、女性である当事者の依頼を受けて作成している。残りの2つ(TPSulp. 78, TPSulp. 98)は作成者と当事者(いずれも文字を知らない者とされる)との関係性が不明である。

TPSulp. 78 も、ケレルがメネラーオスに対する求償のために必要な事実を記載するものとして作成され、その後、ケレルによる保証債務弁済の受領者としてこの取引に途中から関与したスルピキウス家の手に渡った、という可能性がある。また、長期的には、珍しい取引の成功例を次世代に伝える機能を果たしたと考えられる。他方、証書を利用して「債権譲渡」や「債権担保」を実現する例も、古今東西を問わず見られるところである。かりにケレルが、保証債務弁済の受領者として加わったスルピキウス家に、メネラーオスに対する求償権の「譲渡」と引き換えに保証債務弁済を受領したことにして、スルピキウス家がプリムスに満足を与えることを、あるいは、メネラーオスに対する求償権を「担保」として、自らがプリムスに弁済するための債務額相当の貸付を受けることを、依頼していたとするならば、当時のプテオリの実務ではある種の「債権譲渡」や「債権担保」が行われており、TPSulp. 78 はその例である、と解することも可能である。実際、ケレルが直ちに独力でプリムスに弁済することが可能であるならば、スルピキウス家の出る幕はないように思われる。そうすると、スルピキウス家がこの取引に途中から関与したのは、メネラーオスが無資力となった場合のリスクをプリムスやケレルから引き受けるためであって、スルピキウス家が「債権回収業者」としての役割を担っていた、と推測することもできる。もっとも、TPSulp. 78 には、現実にケレルが、スルピキウス家の手を借りてプリムスに満足を与えたり、スルピキウス家から貸付を受けたりしたことを証明する記録は残されていない。また、スルピキウス家文書には、「債権譲渡」や「債権担保」そのものの契約書または合意内容を示す記録も含まれていない。それゆえ、少なくとも後1

世紀のプテオリに関する限り、「債権譲渡」や「債権担保」といった現象を直接に確認することはできない。さらに、そのような実務が確認できたとしても、法的な次元で、譲渡されたあるいは担保権実行によって取得された債権を、スルピキウス家がメネラーオスに対して行使することは、いかなる訴権によって実現し得たのか、という問題が残る。したがって、本稿では、TPSulp. 78 が「債権譲渡」や「債権担保」の実例である可能性はあるが、直ちには断定できない、と述べるに止めたい。

要約すると、後1世紀のプテオリの取引実務においては、奴隷と被解放自由人が一定の人的関係を基礎としてプテオリの商業経済の一端を担っており、彼らの中にはギリシャ人系の出自の者も含まれたが、基本的にはラテン語で取引の証書が作成され、その証書は当事者間で、あるいは法廷で、取引の事実を証明するために用いられた。プテオリは主として穀物取引を通じて東方世界、特にエジプトのナイル川流域との関係を有し、その中で奴隷も外国人も、例えば水上輸送あるいは海上消費貸借において一定の役割を担った。

最後に、以下の4点が残された課題として挙げられる。第1に、本稿で明らかとなった、後1世紀のプテオリの取引実務の実像を、本稿で取り扱うことができなかった、スルピキウス家文書の残された記録、特に裁判手続にかんする記録と突き合わせることで、その実像の精度を高めることである。第2に、その実像を、同時代のポンペイならびにヘルクラネウムの文書群と比較し、類似点と相違点とを明らかにすることで、この時代のナポリ近郊の取引実務と法実務との解明をさらに進めることである。第3に、ναυλωτικήは、従来の見解が疑わなかったように、水上運送契約のみを指すのか、そ

れとも陸上運送契約を含む、運送契約一般を意味し得るのか、を明らかにすることである。これにはパピルス史料の広範な渉獵を必要とする。第4に、スルピキウス家文書の理解に固有の問題として、当時の法実務において証書 *chirographum* がいかなる意義を有したのか、すなわち、そもそも *chirographum* と宣誓書 *testationes* とがいかなる点で異なるのか、そして、元来は外国人の間で用いられていた *chirographum* が、ローマ法上の訴権を生じさせたのか、という点である。この点は、近時 Jakab¹¹⁴と Sirks¹¹⁵との間で議論が闘わされたところではあるが、本稿¹¹⁶の射程を超えるため、稿を改めて検討したい。

¹¹⁴ Eva Jakab, *Chirographum in Theorie und Praxis*, in: K. Muscheler (ed.), *Römische Jurisprudenz – Dogmatik, Überlieferung, Rezeption*, Festschrift für Detlef Liebs zum 75. Geburtstag, 2011, 275-292.

¹¹⁵ Boudewjin Sirks, *Chirographs: negotiable instruments?*, ZRG RA (2016) 133, 265-285, 266-267.

¹¹⁶ 本稿を執筆する端緒を提供していただいた京都大学の佐々木健先生のご尽力に深く敬意を表したい。また、本稿で取り扱った史料や学説の検討に際しては、上智大学ローマ法研究会において、小川浩三先生、松本尚子先生、篠森大輔先生はじめご参加の諸先生方にご指導とご助言とをいただいた。心から感謝申し上げたい。